

公認山岳コーチ
関係規程・規約および検定基準
(コーチ 1・2)

【令和 7 (2 0 2 5) 年度改訂】

公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会

目 次

山岳指導者規程・規約	2
山岳指導者規程解説	5
山岳指導者認定規約	6
山岳指導者認定規約解説	9
指導者登録及び更新登録に関する規約	11
指導者登録及び更新登録に関する規約解説	13
指導者養成講習会及び検定会実施手続き要領	27
公認主任検定員認定規約	29
主任検定員制度解説	31
指導者更新登録のための研修（更新研修）の申請から承認および実績の入力	34
資格の再登録手続きについて	36
公認スポーツ指導者資格再登録にかかる事務手続き手順	37
公認スポーツ指導者管理システムの利用について	38
公認スポーツ指導者指導者登録管理システム	40
公認スポーツ指導者の登録事項変更手続きについて	41
公認スポーツ指導者等表彰要項	42
公認スポーツ指導者資格制度（2021 年度版 JSP0 HP より）	44
公認山岳コーチ検定基準（コーチ 1）	52
公認山岳コーチ検定基準（コーチ 2）	70
別添資料	94
山 岳 コ ー チ 1 認 定 申 請 者 山 歴 書 記 入 例	95
山 岳 コ ー チ 1 認 定 申 請 者 山 歴 書	96
山 岳 コ ー チ 2 認 定 申 請 者 山 歴 書 記 入 例	97
山 岳 コ ー チ 2 認 定 申 請 者 山 歴 書	98
山岳コーチ 1 検定会得点表	99
山岳コーチ 2 検定会得点表	100

山岳指導者規程・規約

(指導者の定義)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会指導者とは、公益財団法人日本スポーツ協会（以下 JSP0 という）及び公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下 JMSCA という）によって認定されたものをいう。

2 指導者の称号は、JSP0・JMSCA 公認山岳指導者（以下指導者という）という。

3 指導者の名称は、公認山岳コーチ1・公認山岳コーチ2・公認山岳コーチ3・公認山岳コーチ4と称する。（以下山岳を省きコーチ1・コーチ2・コーチ3・コーチ4という）

(指導者の本質)

第2条 指導者のうちコーチ1及びコーチ2は、“安全・確実にかつ楽しい登山”を指導できる人であり、コーチ3およびコーチ4は、“登山者の登攀能力の指導育成と登山指導方法の研究・実践”ができる人でなければならない。

(指導者の任務)

第3条 指導者は、山岳界のリードオフマンたる自覚をもち、登山者及び登山活動組織の育成と指導を行い、安全な登山技術及び指導方法の研究・正しい山岳知識・登山技術の指導普及を図り、もって登山の興隆発展に努めなければならない。

2 コーチ1の任務

コーチ1は、地域・スポーツクラブ・学校登山部等の指導者として事業計画の運営をするとともに、子供から経験の少ない登山者に登山の専門的知識を生かした指導を行い、あわせて都道府県市区町村（以下都道府県市区町村を自治体という）・都道府県市区町村体育協会（以下都道府県市区町村体育協会を自治体々協という）・都道府県山岳連盟（協会）（以下道府県山岳連盟（協会）を岳連（協会）という）または傘下の山岳団体が主催するイベントの運営及び指導をする。

具体的には、以下の任務を行う。

- (1) 地域・スポーツクラブ・学校登山部等の登山の指導と基礎的な登山技術の指導
- (2) 地域・スポーツクラブ・学校登山部等における運営
- (3) 自治体・自治体々協または岳連（協会）及び傘下の山岳団体が主催するイベントの運営と参加
- (4) 登山技術の研究

3 コーチ2の任務

コーチ2は、地域・スポーツクラブ・学校登山部等の中心的指導者として事業計画の企画立案運営をするとともに、年齢・経験及び技術レベルに応じた指導等を行い、自治体・自治体々協または岳連（協会）及び傘下の山岳団体が主催するイベントの企画立案運営を行う。

具体的には、以下の任務を行う。

- (1) 比較的高度な登山技術の専門的指導
- (2) 地域・スポーツクラブにおける企画立案運営
- (3) 地域・スポーツクラブの登山者の指導
- (4) 地域・スポーツクラブにおける長期一貫のトレーニングの立案と実践面での指導
- (5) 地方競技団体における指導的役割
- (6) 自治体・自治体々協または岳連（協会）が主催するイベントの企画立案運営と参加
- (7) 登山技術の研究とスポーツ研究者との連携
- (8) コーチ1及びコーチ1候補者の育成
- (9) 各指導者との連携

4 コーチ3の任務

コーチ3は、地域において登山のための指導を行うとともに、スポーツ施設や団体において有望な登山者の育成にあたる。

具体的には、以下の任務を行う。

- (1) 登山技術の専門的指導と指導法の研究
- (2) 登山者の特性に応じた登山及び登攀能力向上のための指導
- (3) 登山技術の研究とスポーツ研究者との連携
- (4) 世界の登山動向の調査研究・諸外国の登山及び登攀能力・戦術等の分析及びそれらに対応した戦術法の研究
- (5) 中央競技団体における指導的役割
- (6) ナショナルイベントにおける競技運営と参加
- (7) 長期一貫のトレーニングの立案と実践面での指導
- (8) コーチ2の育成
- (9) 各指導者との連携

5 コーチ4の任務

コーチ4は、ナショナルレベルのトレーニング拠点において選抜された者の育成強化にあたるとともに、登攀困難な山岳においてメンバーに対しその能力を十分に発揮できるように個人的・組織的な指導にあたる。

具体的には、以下の任務を行う。

- (1) 登山技術の高度な専門的指導と指導法の研究
- (2) 登山の特性に応じた登攀能力向上のための指導法の研究
- (3) 登山技術の研究開発とスポーツ研究者との連携
- (4) 世界の登山動向の調査研究・諸外国の登山及び登攀能力の分析及びそれらに対応した戦略法の研究
- (5) コーチング効果を高める環境面のサポート
- (6) ナショナルイベントの企画立案運営
- (7) スポーツポリティカルマネージャー
- (8) 長期一貫のトレーニングの企画立案・実践面における環境面のサポート
- (9) 中央競技団体の研修会・講習会での指導的役割
- (10) 概ね6000m以上の登山隊のリーダー的役割
- (11) コーチの指導と育成
- (12) 各指導者との連携

(指導者の特典)

第4条 指導者は、全国共通の資格を持ち、JSP0・JMSCA及びJMSCA定款第5条第1項に規定する正会員が代表する山岳団体（都道府県山岳連盟（協会）を以下所属岳連（協会）という）が主催または共催する事業に、優先して参加することができる。

(指導者の義務)

第5条 指導者は、JMSCA及び所属岳連（協会）が定める講習会・研修会に参加しなければならない。

(指導者の失格)

第6条 正当な理由なく所定の更新研修の講習会・研修会に出席しない指導者は、JSP0公認スポーツ指導者登録規程及びJMSCA指導者登録及び更新登録規約により資格を喪失することがある。

2 指導者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、JSP0の処分規程に準じて処分する。

(指導者の資格)

- 第7条 コーチ1は、年齢満20歳以上のものでJSP0の共通科目（Ⅰ）及びJMSCAの専門科目を修了し合格したものでなければならない。
- 2 コーチ2は、年齢満25歳以上のものでJSP0の共通科目（Ⅱ）及びJMSCAの専門科目を修了し合格したものでなければならない。
- 3 コーチ3は、年齢満25歳以上のもので、JSP0の共通科目（Ⅲ）及びJMSCAの専門科目を修了し合格したものでなければならない。
- 4 コーチ4は、コーチ3資格取得後5年以上の指導実績を有し、JSP0の共通科目（Ⅳ）及びJMSCAの専門科目を修了し合格したものでなければならない。

(指導者の認定)

- 第8条 指導者の認定は、別に定める公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会山岳指導者認定規約によらねばならない。

(指導者の登録)

- 第9条 指導者は、所属岳連（協会）・JMSCAを経由してJSP0に登録することによってその資格を生ずる。
JMSCAは、別に定める公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会指導者の登録及び更新登録に関する規約により登録する。
- 2 登録料は、別に定める公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会指導者の登録及び更新登録に関する規約による。

(指導者の更新登録)

- 第10条 指導者は、4年ごとにその登録を更新しなければならない。
- 2 登録及び更新登録の時期は、毎年4月1日・10月1日とする。
- 3 登録料は、別に定める公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会指導者の登録及び更新登録に関する規約による。

(指導者資格の再登録)

- 第11条 JSP0・JMSCAの公認指導者資格の有効期限切れに関する指導者の再登録については、JSP0「公認スポーツ指導者資格の再登録に関する基準（内規）」の条件を満たすことにより資格を復活することができる。

(指導者の登録証)

- 第12条 指導者は、JSP0登録証を所持しなければならない。

(規程の改廃)

- 第13条 本規程は、指導委員会の審議を経て常務理事会において改廃することができる。

(付則)

- 1 本規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、平成21年4月1日改訂する。
- 3 本規程は、平成22年4月1日改訂する。
- 4 本規程は、平成23年4月1日改訂する。
- 5 本規程は、平成24年4月1日改訂する。
- 6 本規程は、平成25年6月1日改訂する。
- 7 本規程は、平成28年4月1日改訂する。
- 8 本規程は、令和元年10月10日改訂する。
- 9 本規程は、令和3年8月12日改訂する。

山岳指導者規程解説

1. 「文部省指導者養成事業スポーツ指導者制度」による日本体育協会公認スポーツ指導者制度は「社会体育指導者の知識・技能審査事業の設定に関する規程」に基づいて創設され、その文部省と日本体育協会（以下日体協という）の認可が下りたのは、平成2年度であった。（地域スポーツ指導者と準指導員、競技力向上コーチについては平成4年度）
2. 平成5年度から従来の日山協指導員制度が「文部省指導者養成事業スポーツ指導者制度」に移行された。
3. その後、平成12年文部大臣が策定した「スポーツ振興法基本計画」および日体協が策定した「21世紀の国民スポーツ振興方策」による検討の結果、「総合型地域スポーツクラブ」で必要とされるスタッフの内、日山協の指導者はコーチングスタッフと位置付けられた。その後平成17年度には日本体育協会公認スポーツ指導者制度が改訂され、新たな指導者制度がスタートすることになった。従って文部科学大臣事業認定制度は平成17年度末で廃止されることになり、その制度に対応する為の作業を平成13年から指導委員会および指導委員総会で議論し、日体協と検討を行ってきた。新制度移行に対応する検討の詰めと規程・規約の見直しを行い、平行作業で全面改訂に至った。
4. スポーツ指導者の資格に関しては平成21年度より、アルパインクライミングとスポーツクライミングの2種類について別資格として、養成講習会・検定会を実施し、専門科目の修了認定を行ってきたが、日体協データベース上では区別されていなかった。このままの状態が続くと、日山協として独自のデータベースを構築しないと管理不能となり、また事務処理の負担が重く、混乱を生じる恐れがある。

このため、平成28年1月1日より下記の内容で両資格を分離することになった。

(1) 山岳指導者

公認山岳指導員、公認山岳上級指導員、公認山岳コーチ、公認山岳上級コーチ

(2) スポーツクライミング指導者

公認スポーツクライミング指導員、公認スポーツクライミング上級指導員、公認スポーツクライミングコーチ

※山岳とスポーツクライミングを別資格として、両方の資格を持つ場合、マルチ資格保有者となる。

5. 名称の変更

(1) 平成29（2017）年4月1日

公益社団法人日本山岳協会 → 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会
(略称：JMSCA（ジムスカ）)

(2) 平成30（2018）年4月1日

公益財団法人日本体育協会 → 公益財団法人日本スポーツ協会
(略称：JSPO（ジェイスポ）)

(3) 平成31（2019）年4月1日

① 山岳指導者資格の名称変更

- ・山岳指導員 → 山岳コーチ1
 - ・山岳上級指導員 → 山岳コーチ2
 - ・山岳コーチ → 山岳コーチ3
 - ・山岳上級コーチ → 山岳コーチ4
- (頭の公認は省略する)

② スポーツクライミング指導者資格の名称変更

- ・スポーツクライミング指導員 → スポーツクライミングコーチ1
 - ・スポーツクライミング上級指導員 → スポーツクライミングコーチ2
 - ・スポーツクライミングコーチ → スポーツクライミングコーチ3
 - ・スポーツクライミング上級コーチ → スポーツクライミングコーチ4
- (頭の公認は省略する)

山岳指導者認定規約

(総則)

第1条 公益財団法人日本スポーツ協会（以下JSP0という）・公益社団法人日本山岳・スポーツライミング協会（以下JMSCAという）の山岳指導者の認定と受検資格は、本規約による。

(公認山岳コーチ1の認定と受検資格)

第2条 公認山岳コーチ1（以下コーチ1という）の認定。

- 2 コーチ1は、JSP0会長およびJMSCA会長が認定する。
- 3 JSP0担当の所定の共通科目（Ⅰ）およびJMSCA担当の所定のコーチ1専門科目を修了し合格したものの。
- 4 コーチ1を受検するものは、次の条件を満たしたものでなければならない。
 - (1) 年齢は、満20歳以上のもの（受検年度の4月1日現在）
 - (2) JSP0の所定の共通科目（Ⅰ）を修了、あるいは修了予定のもの
 - (3) 無雪期の登山経験が5年以上あること
 - (4) 11月から5月までの雪山登山経験が3年以上あること
 - (5) 所属山岳会・グループでの登山においてリーダーの実績が3年以上あること
 - (6) 指導的立場にあり、知徳円満にして指導者として活動の意志があるもの
 - (7) 都道府県山岳連盟（協会）（以下都道府県山岳連盟（協会）を岳連（協会）という）に所属し、同岳連（協会）が認めるもの

(公認山岳コーチ2の認定と受検資格)

第3条 公認山岳コーチ2（以下コーチ2という）の認定。

- 2 コーチ2は、JSP0会長およびJMSCA会長が認定する。
- 3 JSP0担当の所定の共通科目（Ⅱ）およびJMSCA担当の所定のコーチ2専門科目を修了し合格したものの。
- 4 コーチ2を受検するものは、次の条件を満たしたものでなければならない。
 - (1) 年齢は、満25歳以上のもの（受検年度の4月1日現在）
 - (2) JSP0の所定の共通科目（Ⅱ）を修了、あるいは修了予定のもの
 - (3) 無雪期の登山経験が5年以上あること
 - (4) 12月から3月までの3000m級の積雪期登山経験が3年以上あること
 - (5) 無雪期にルートグレード4級以上のマルチピッチの岩場をリードできること
 - (6) 所属山岳会・グループでの登山においてリーダーの実績が3年以上あること
 - (7) 指導的立場にあり、知徳円満にして指導者として活動の意志があるもの
 - (8) 岳連（協会）に所属し、同岳連（協会）が認めるもの
 - (9) 指導能力が全国レベルに達したものと岳連（協会）会長が認めたもの

(公認山岳コーチの認定と受検資格)

第4条 公認山岳コーチ3（以下公認山岳コーチをコーチという）の認定

- 2 コーチ3、JSP0会長およびJMSCA会長が認定する。
- 3 JSP0担当の所定の共通科目（Ⅲ）およびJMSCA担当の所定のコーチ3専門科目を修了し合格したものの。
- 4 コーチ3を受検するものは、次の条件を満たしたものでなければならない。
 - (1) 年齢は、満25歳以上のもの（受検年度の4月1日現在）
 - (2) JSP0の所定の共通科目（Ⅲ）を修了、あるいは修了予定のもの
 - (3) 岳連（協会）に所属し、同岳連（協会）が認めるもの

(4) JMSCAが認めたもので以下の実績・条件とは、次のいずれかを満たしたもの

- ①国内外・夏冬を問わず著名ルートを登っているもの
- ②国立登山研修所の講師を5年以上のもの
- ③ 7000m以上の登頂者で登攀隊長以上であるもの

(公認山岳コーチ4の認定と受検資格)

第5条 公認山岳コーチ4（以下公認山岳コーチ4という）の認定

- 2 コーチ4は、JSP0会長およびJMSCA会長が認定する。
- 3 JSP0担当の所定の共通科目（IV）およびJMSCA担当の所定のコーチ4専門科目を修了し合格したもの。
- 4 コーチ4を受検するものは、次の条件を満たしたものでなければならない。
 - (1) JSP0の所定の共通科目（IV）を修了、あるいは修了予定のもの
 - (2) 岳連（協会）に所属または経験その他の受検条件を審査し、同岳連（協会）が認めるもの
 - (3) 国際性を有し、国際的なレベルに達したものとJMSCAが認めたもの

(コーチ1及びコーチ2の検定会と受検の申請)

第6条 検定会は、JMSCA会長の委嘱を受けて岳連（協会）が主催し、その実施要項は、岳連（協会）が定めるがJMSCAが直接主催することもできる。その場合、実施要項はJMSCAが定める。

- 2 岳連（協会）会長は、実施年度はじめに所定様式をもってJMSCA会長に申請し、その委嘱をうけなければならない。
- 3 コーチ1検定会は、JMSCAから委嘱されたB級またはA級主任検定員1名とコーチ1以上の検定員1名の合計2名以上及びコーチ2検定会は、JMSCAから委嘱されたA級主任検定員1名とコーチ2以上の検定員1名の合計2名以上によって構成しなければならない。
また講師に関して、コーチ1養成講習会はコーチ1以上、コーチ2養成講習会はコーチ2以上の有資格者に限る
- 4 受検希望者は、JMSCA所定の受検申請書及び山歴書に必要事項を記入の上、JMSCAまたは当該岳連（協会）が定めた受検料を添えて、所属団体代表者の推薦を得て所属岳連（協会）会長またはJMSCA会長あてに申請する。
- 5 コーチ1については、コーチ1検定基準（以下「コーチ1検定基準」という）、コーチ1については、山岳コーチ2検定基準（以下「コーチ2検定基準」という）により行う。理論・実技（登山・登攀の技能）及び指導実習（実技の指導能力）を実施し、指導者として一定以上の能力を有しているものとする。
- 6 検定責任者は、検定会終了後実施の結果を所属岳連（協会）会長またはJMSCA会長に報告しなければならない。
- 7 所属岳連（協会）会長は、所属岳連（協会）理事会（またはこれに変わる機関）において受検者を審査し、JMSCA所定の「公認指導者認定申請書」に別紙・別添書類1. 2. 3. 4を添えてJMSCAに提出する。
- 8 JMSCAは、前項によって提出された書類を指導委員会で審査し、常務理事会で認定する。
- 9 審査結果については、所属岳連（協会）会長あてに通知し、専門科目修了証を交付する。

(コーチ3及びコーチ4の検定会と受検の申請)

第7条 検定会は、JMSCA指導委員会が主催し、その実施要領は別に定める。

- 2 受検希望者は、所属岳連（協会）の推薦を得て、別に定める受検申請書及び山歴書に必要事項を記入の上、所属岳連（協会）を通じてJMSCA指導委員会に所定の受検料を添えて申請する。
- 3 検定会は、JMSCA から委嘱された主任検定員1名とコーチ4またはコーチ3、1名の合計2名によって構成しなければならない。
- 4 検定は、コーチ2検定基準及び別に定める専門科目により行ない、理論・実技（登山のあらゆる技能をマスターしていること）及び指導実習（実技及びマナーの指導能力）について実施し、コーチ3および4として一定以上の能力を有しているものとする。
- 5 JMSCAは、前項によって提出された書類を指導委員会で審査し、常務理事会で認定する。

(マスター制度)

第8条 認定の基準

原則として(1)～(5)までの条件を全て満たした者の中からJMSCAがJSP0に推薦し、指導者育成専門委員会の承認を受けて付与される。

- (1) 上級資格(コーチ2・コーチ3・コーチ4)を有する者であること。
- (2) 年齢40歳以上の者であること。
- (3) 指導者として中核的な役割を果たした実績がある者。
- (4) 指導者を育成・指導した顕著な実績がある者で、今後とも継続してあたる者。
- (5) 人物・見識ともに優れた指導者マスターとして相応しい者。

ただし、上記以外基準に関わらず、JMSCAが育成指導にあたるものとして特に推薦し、JSP0が認めた者に付与される。

(規約の改廃)

第9条 本規約は、指導委員会の審議を経て常務理事会において改廃することができる。

(付則)

- 1 本規約は、平成18年4月1日から実施する。
- 2 本規約は、平成21年4月1日改訂する。
- 3 本規約は、平成22年4月1日改訂する。
- 4 本規約は、平成23年4月1日改訂する。
- 5 本規約は、平成24年4月1日改訂する。
- 6 本規約は、平成25年6月1日改訂する。
- 7 本規程は、平成28年4月1日改訂する。
- 8 本規程は、令和元年10月10日改訂する。
- 9 本規程は、令和3年8月12日改訂する。
- 10 本規程は、令和6年6月1日改訂する。

山岳指導者認定規約解説

（公認山岳コーチ1の認定と受検資格）

第1条 従来のC級指導員受検資格は3級以上の岩場をリードし、積雪期に3000m以上の登山経験が3年以上ないと受検できなかった。しかし近年中高年登山者の増加、青少年登山者を指導する教育関係者の指導者にはこの受験資格が高いハードルとなっていた。平成18年度のJSP0の資格移行に合わせて指導者の受検資格及び対象者を大幅に見直すこととした。

コーチ1は積極的にロープを使用しない専ら縦走登山の山行をする登山指導者の資格とし、検定基準を設けることとした。受検科目は専門科目と共通科目を受講しなければならないが、専門科目は新しく設けた「コーチ1検定基準」により各岳連（協会）が行い、共通科目はJSP0が行う。

※個人会員にも受検機会を与えるため、リーダーの実績にグループ登山を加えた。

（公認山岳コーチ2の認定と受検資格）

第2条 コーチ2は、A、B級スポーツ指導員の移行資格として付与された資格と同等のレベルにある者を対象とした受検資格と考えている。専門科目は各岳連（協会）が「コーチ2検定基準」により行い、共通科目はJSP0が行う。受検資格項目（9）の全国レベルに達したものとあるのは、いきなりコーチ1を飛ばして受検する程度の技量であると認めえた場合と解釈されたい。しかしその場合であっても共通科目Ⅱを受講しなければならない。

コーチ2の受検資格に、積雪期3000m以上の登山経験が入っていたが、我が国は南北に長いので各地域の山岳条件が極めて複雑で一律には出来ない。3000m規定の運用は、本州の3000m峰または相当の山岳としてその頂上を目指して登山活動をするを意味する。従って北海道の2000m級の山岳でも本州の3000m峰に比較しても劣らない。九州、中国地方でも相当の山がある。尚、本州以南の積雪期の期間は、原則として12月から3月までとした。4月から5月の期間でも山岳の高さや天候によっては積雪期と同様になることがあるので、残雪期の登山とした。従って北海道を除いたゴールデンウィークは、残雪期の登山となり積雪期には含まれない。

経験年数とは、原則として10年前までの山行経験を云う。指導委員会としては、受検者の技量が今後何年かにわたって維持向上する必要がある、受検直前の技量を判定する為経験年数はこの様にした。

海外登山については、原則として5000m以上の（ヨーロッパでは4000m以上または岩壁、氷壁の登攀を目的としたもの）頂上を目指した登山を積雪期の登山とする（トレッキング及びガイドツアー登山は含まない）。この標高以下の登山については、登山をした季節によることとしたい。個々の例については、各岳連（協会）の指導委員会とJMSCA指導委員会と協議して運用する。

JMSCA指導委員会としては、各クラスの指導者とも全国共通の資格でかつ各級レベルの均質性を考慮したものであること。また各岳連（協会）に委嘱している検定会での判定については、この事を考慮していただいているものとし、地域性、全国性を十分配慮した上で可否判定をお願いする。

※個人会員にも受検機会を与えるため、リーダーの実績にグループ登山を加えた。

（公認山岳コーチ3の認定と受検資格）

第3条 コーチ3は、A、B級の移行資格として、付与された資格者と同等以上のレベルにある者を対象とした受検資格と考えている。受検資格の内容は以前のC級コーチ受検資格と同程度とした。専門科目はJMSCAが「コーチ3検定基準」により行い、共通科目はJSP0が行う。

第4条 第4項項目（4）に示す条件をクリアできる程度があれば、いきなりコーチ1・コーチ2を飛ばして受検できるものと解釈されたい。しかしその場合であってもコーチ1を飛ばして受検する場合でも共通科目はⅢを、コーチ2を飛ばして受検する場合でも共通科目はⅢを併せて受講しなければならない。

(公認山岳コーチ4の認定と受検資格)

第4条 コーチ4は、A、B級の移行資格として、付与された資格者と同等以上のレベルにある者を対象とした受検資格と考えている。以前の受検資格はB級コーチの場合のC級コーチ取得後3年でBコーチ、A級コーチの場合のB級コーチ取得後5年で夫々の受検資格を認めていた。しかしJSP0は傘下の中央競技団体に対し、国際的に通用できるレベルの指導者に絞られるとの指導もあり、受検資格項目の⑤国際性を有し、国際的なレベルに達したものとJMSCAが認めた者と云う条件を新たに付加した。尚コーチ迄に認めていた飛び級はコーチ4には無い。

(山岳コーチ1及び山岳コーチ2の検定会と受検の申請)

第5条 山岳コーチ2養成講習会の受講者減少や主任検定員不在等で実施困難なケースが多く、平成23年度からJMSCA主催で実施することを可能にした。

- 2 養成講習会及び検定会を行う場合は、当該年度はじめに開催を実施する為の委嘱を申請しなければならない。
- 3 検定会の構成は、当該岳連（協会）の事情等により本規約の構成メンバーが得られない場合、JMSCA指導委員会または近県の応援を得てもよい。要は検定会の構成メンバーが得られないというだけで当該年度の検定会を流すことのないようにとJMSCA指導委員会からの要望である。当該岳連（協会）にコーチ2がいない場合は、コーチ3・コーチ4でもよい。
- 4 「コーチ1検定基準」、「コーチ2検定基準」の作成及び改廃については、JMSCA指導委員会が行う。改廃箇所が他の委員会と協議を要する部分については、当該委員会と指導委員会が協議し合意した上、指導委員長が常務理事会で承認を得る。検定基準の基本的な考え方を逸脱しない小幅の改訂については、この限りではない。尚、一定以上のものとは、コーチ1については「コーチ1検定基準」、記載の検定評価の方法で無雪期・積雪期・学科の3科目及びコーチ2については「コーチ2検定基準」の岩登り技術・氷雪技術・学科の合格点は、1科目60点以上3科目合計が180点以上であり、小項目においても60%未満がないこととする

(コーチ3及びコーチ4の検定会と受検の申請)

第6条 指導者のうちコーチ3及びコーチ4はJMSCAのみ実施することができる。

- 2 養成講習会及び検定会を行う場合は、当該年度はじめに開催を実施する旨を通達しなければならない。
- 3 「JMSCA公認山岳コーチ検定基準」の作成及び改廃については、JMSCA指導委員会が行う。改廃箇所が他の委員会と協議を要する部分については、当該委員会と指導委員会が協議し合意した上、指導委員長が常務理事会で承認を得る。尚、一定以上のものとは、「JMSCA公認山岳コーチ検定基準」記載の検定評価の方法について記載してあるように岩登り技術・氷雪技術・学科の合格点は、1科目60点以上3科目合計が180点以上であり、小項目においても60%未満がないこととする。
付則 旧規約は、平成18年3月31日に廃止されたので平成18年4月1日に遡って実施する。

※合格点は、令和3(2021)年8月12日の常務理事会で200点→180点に変更された理由は、各地区での山岳コーチ2の受講者が減り、中央開催で行うようになり、学科ごとに検定を行い、合格か保留かの結果を出す、学科ごとに60点以上を合格とすると3科目180点での不合格は合理性がなく、問題となっていたものを180点で合格としたため。

指導者登録及び更新登録に関する規約

(指導者の登録)

第1条 公認山岳コーチ1・公認山岳コーチ2・公認山岳コーチ3・公認山岳コーチ4（以下それぞれコーチ1・コーチ2・コーチ3・コーチ4という）の登録は、次のように行う。

2 指導者の登録は、毎年4月1日・10月1日とする。

3 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会山岳指導者認定規約（以下指導者認定規約という）

第2、3、4、5条により、公益財団法人日本スポーツ協会（以下JSP0という）会長及び公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下JMSCAという）会長より認定されたものは、JSP0より指示された期日迄に登録申請書または、内容に変更がある場合は登録確認書に登録料を添えてJSP0に納入しなければならない。また所属都道府県山岳連盟（協会）（以下所属岳連（協会）という）の登録は、所定の登録料を添えて所属岳連（協会）へ納入しなければならない。

(指導者の更新登録)

第2条 コーチ1、コーチ2、コーチ3、コーチ4の更新登録は、次のように行う。

2 指導者の登録の有効期限は4年間とし、4年毎に更新登録をしなければならない。

3 更新登録をするものは、JSP0から「更新登録通知書」に指示された期日迄に登録申請書に更新登録料を添えてJSP0へ納入しなければならない。振込の確認後、JSP0より本人あてに登録証が送付される。また所属岳連（協会）の登録料、所属岳連（協会）へ納入しなければならない。

4 各岳連（協会）は、必要に応じて更新登録者のための研修会を実施しなければならない。

(更新登録基準)

第3条 更新登録の基準とは、次の項のいずれかに該当し、継続して活動しているもので有効期限が切れる6ヶ月前迄にJMSCAが認定する研修会に参加しなければならない。有効期限内に更新登録を行わない場合は資格が停止される。研修会の場合には参加者及び講師が更新研修実績として認められ、講習会の場合は参加者も講師も更新研修実績として認められない。

2 研修会関係

① JMSCAが主催する指導者研修会

② 指導者研修会とは、以下のものをいう。

登攀技術研修会・氷雪技術研修会・主任検定員研修会・指導委員長会議兼研修会等

③ JMSCAが主催する①を除く各種研修会

④ 各種研修会とは、以下のものをいう。

イ 普及関係（安全登山指導者研修会）

ロ 遭難対策関係（山岳レスキュー講習会兼研修会）

⑤ 特別行政法人日本スポーツ振興センター 国立登山研修所が主催する研修会

⑥ JMSCAが認めた各岳連（協会）から申請された更新研修のための研修会

例)

登山医学、気象、地形、登山計画、生活技術、遭難対策、自然保護、指導者制度、法律、歩行技術
沢登り、氷雪技術、登攀技術

(更新登録のための講習会・研修会開催申請)

第4条 コーチ1、コーチ2、コーチ3、コーチ4の更新登録のための研修会は、必要に応じてJMSCA会長の委嘱を受けて所属岳連（協会）が開催しなければならない。その実施要領は所属岳連（協会）が定める。

- 2 所属岳連（協会）会長は、更新登録のための講習会・研修会を開催する場合は、1ヶ月前までに公認スポーツ指導者登録管理システムへ入力申請し、JSP0及びJMSCAのシステム承認を受けなければならない。
また、参加した指導者の実績を入力しなければならない。
- 3 JMSCAは、JMSCA主催で更新登録のための更新研修を行う計画が有る場合はその旨を所属岳連（協会）に通知しなければならない。報告期限は以下の通りとする。
上期：4／1～9／30 実施分 10／30まで
下期：10／1～3／31 実施分 4／30まで

(指導者の登録料)

第5条 指導者の基本登録料・資格別登録料は、以下により行う。

- 2 基本登録料は、4年間で10,000円、資格別登録料も4年間で2,000円を合算してJSP0へ納入する。ただし資格別登録料2,000円はJMSCAへ還付される。
- 3 初期登録手数料は、3,300円、但し新規登録時のみ納入する。
- 4 所属岳連（協会）登録料は、4年間で1,000円から4,000円を納入する。
- 5 山岳とスポーツクライミングは夫々別資格（マルチ資格）となり、資格別登録料は夫々納入する。

(規約の改廃)

第6条 本規約は、指導委員会の審議を経て常務理事会において改廃することができる。

(付則)

- 1 本規約は、平成18年4月1日から実施する。
- 2 本規約は、平成21年4月1日改訂する。
- 3 本規約は、平成22年4月1日改訂する。
- 4 本規約は、平成23年4月1日改訂する。
- 5 本規約は、平成24年4月1日改訂する。
- 6 本規約は、平成25年6月1日改訂する。
- 7 本規約は、平成28年4月1日改訂する。
- 8 本規程は、令和元年10月10日改訂する。
- 9 本規程は、令和3年8月12日改訂する。
- 10 本規程は、令和6年6月1日改訂する。
- 11 本規程は、令和7年6月1日改訂する。

指導者登録及び更新登録に関する規約解説

第1条（指導者の新規登録）

3 登録料の内訳は、下表の通りである。

	登 録 料			合 計	備 考
	基本登録料	資格別登録料	岳連（協会）登録料		
コーチ1	*1 13,300	*2 2,000	*3 1,000+ α	16,000+ α	
コーチ2					
コーチ3					
コーチ4					

- * 1 基本登録料（13,300円）＝初期登録手数料（3,300円）＋基本登録料（10,000円）
初期登録手数料は初めて公認スポーツ指導者資格を登録する際に必要となる
すでに公認スポーツ指導者資格を有していて、新たに資格を追加登録する際は必要ありません。但し、山岳とスポーツクライミングは別個に必要となる
- * 2 基本登録料と資格別登録料（2,000円）は一括してJSP0に納入する
- * 3 各岳連（協会）で指導者協議会等独自の運営費が必要な場合は、+ α を各岳連（協会）決めてもよい

指導者の登録ルーティンを図1に示す

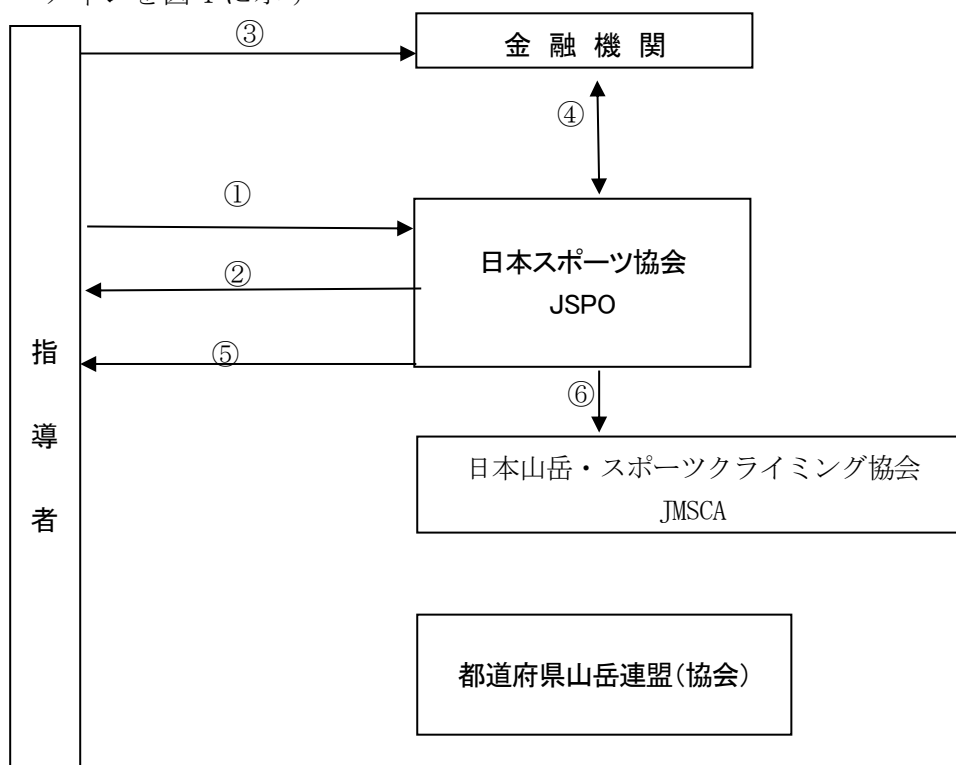


図1 指導者の登録ルーティン

- ① マイページより新規登録するまたは、都道府県体協が新規登録をする。
- ② JSP0より新規登録者に登録申請書及び振込依頼書送付
- ③ 基本登録料+初期登録手数料を振り込む
- ④ 振り込みを確認
- ⑤ JSP0より『登録証』を送付
- ⑥ JSP0よりJMCAへ資格別登録料の還付

第2条（指導者の更新登録）

3 更新登録料の内訳は、下表の通りである。

	更 新 登 録 料			合 計	備 考
	基本登録料	資格別登録料	岳連（協会）登録料		
コーチ1	*1 10,000	*1 2,000	*2 $1,000 + \alpha$	$13,000 + \alpha$	
コーチ2					
コーチ3					
コーチ4					

* 1 基本登録料・資格別登録料は一括してJSP0に納入する

* 2 各岳連（協会）で指導者協議会等独自の運営費が必要な場合は、 $+\alpha$ を各岳連（協会）で決めてもよい。

指導者のJSP0への登録は個人単位であるが、中央競技団体（JMSCA）で指導研修実績など登録管理を行うので還付された資格別登録料が使われる。

これにより各岳連（協会）とJMSCAは、コーチ1、コーチ2、コーチ3ならびにコーチ4の指導実績をデータベースに登録する。

指導者の更新登録ルーティンを図2に示す

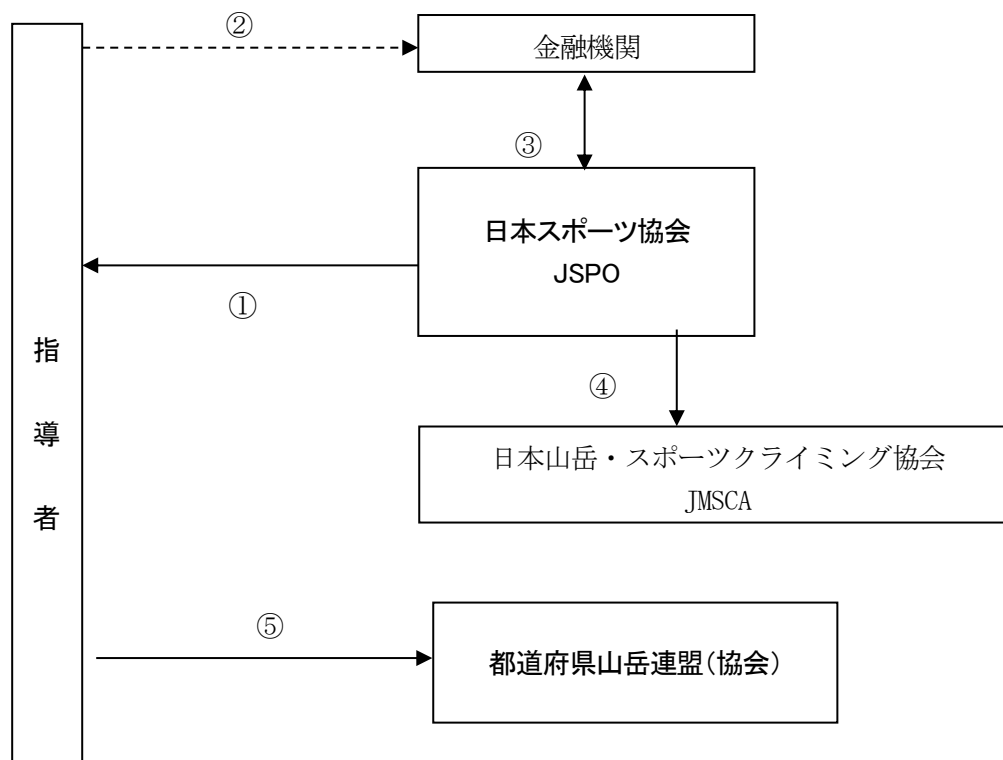
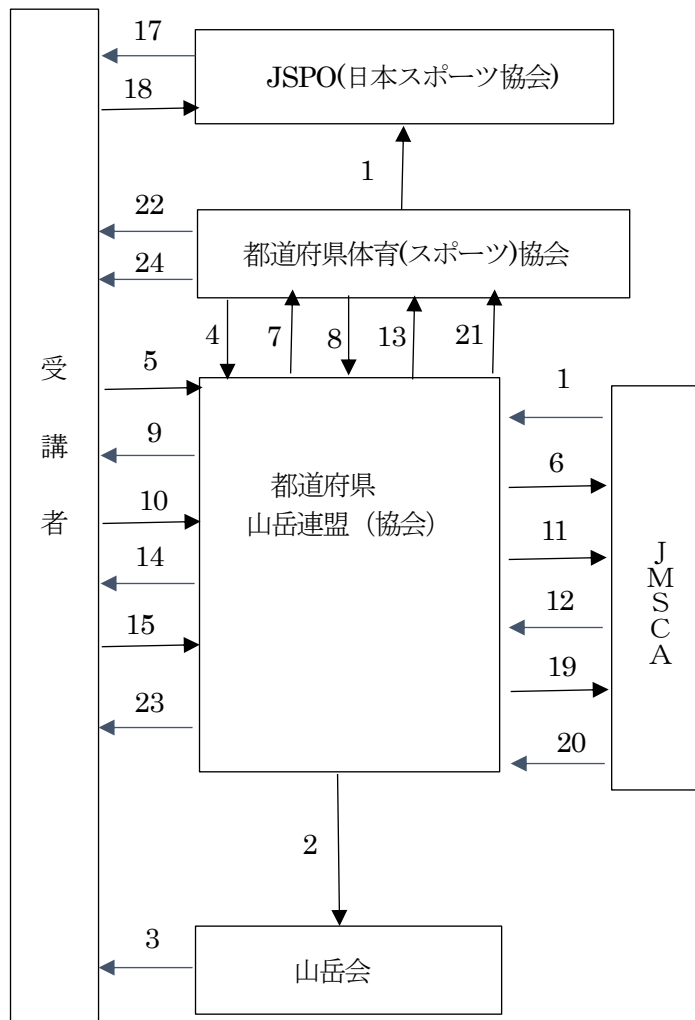


図2 指導者の更新登録ルーティン

- ① JSP0より更新登録者に基本登録料・資格別登録料振り込み依頼書送付
- ② 基本登録料・資格別登録料振り込み（マルチ有資格者は夫々を納付）
- ③ 振り込み確認
- ④ JSP0よりJMSCAへ資格別登録料の還付
- ⑤ 指導者より岳連（協会）へ登録料納付

指導者養成講習会 実施から認定までのフロー (例 コーチ1)



No.	項 目	流れ		時期 ※3
		送	受	
1	養成講習会実施予定アンケート	JMSCA	岳連(協会)	11 月
2	同上	岳連(協会)	山岳会	12 月～
3	同上	山岳会	受講者	12 月～
4	同上	体協	岳連(協会)	1 月
5	アンケート回答 (個人別)	受講者	岳連(協会)	1 月～
6	同上 (人数のみ)	岳連(協会)	JMSCA	2 月
7	同上 (人数のみ)	岳連(協会)	体協	2 月
8	共通 1 書類送付 (受講の手引き等)	体協	岳連(協会)	4 月
9	実施要項告知・申込開始	岳連(協会)	受講者	4 月～
10	申込用紙 (岳連(協会)用) 送付	受講者	岳連(協会)	5 月
11	養成講習会実施申請書・委嘱書送付	岳連(協会)	JMSCA	6 月
12	養成講習会実施委嘱書送付	JSPO	岳連(協会)	6 月
13	開催申請書類、申込用紙 (体協用) 送付	岳連(協会)	体協	6 月※4
14	受講決定通知	岳連(協会)	受講者	6 月
15	JSPO 指導者マイページ登録	受講者	JSPO	6 月
16	岳連(協会)へ受講料を振り込み	受講者	岳連(協会)	6 月
17	受講者通知	体協	JSPO	7 月
18	共通科目テキスト・振り込み書類送付	JSPO	受講者	8 月
19	共通科目 1 受講料振り込み	受講者	JSPO	8 月
20	認定申請書送付	岳連(協会)	JMSCA	3 月
21	認定通知	JMSCA	岳連(協会)	4 月
22	専門科目可否報告	岳連(協会)	体協	
23	専門科目可否通知	体協	受講者	
24	専門科目可否通知	岳連(協会)	受講者	
25	指導員登録申請書類	体協	受講者	

※1 体協：都道府県体育(スポーツ)協会 ※2 岳連(協会)：都道府県山岳連盟(協会) ※3 例 (実施月は目安です。) ※4 委託事業・独自事業とも開始の1ヶ月前までに提出

公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会

会長 蛭田 伸一 殿

〇〇県山岳連盟（協会）

会 長

印

『令和 』年度 スポーツ指導者養成講習会及び検定会実施申請書

上記、養成講習会及び検定会を次の要領にて実施いたしますので、指導者認定規約第6条第2項にもとづいて当山岳連盟（協会）に委嘱されるよう申請いたします。

実 施 要 領

1. 実 施 資 格	□山岳コーチ1 □山岳コーチ2
2. 実 施 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
3. 実 施 場 所	
4. 実 施 内 容	添付：
5. 検 定 員 講 師	主任検定員：
	検 定 員：
	講 師：
6. 備 考	

- 注：
1. 上記は申請する山岳連盟（協会）にて記入のこと。
 2. 検定員の後に資格を記入のこと（公認コーチ資格）
 3. 講師の後に資格を記入のこと（例：コーチ1、コーチ2、医師、弁護士 etc.）
 4. 講師は、コーチ1はコーチ1以上、コーチ2はコーチ2以上の有資格者に限る

〇〇県山岳連盟（協会）

会 長 殿 公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会
会 長 蛭田 伸一 印

『令和 』年度 スポーツ指導者養成講習会及び検定会実施委嘱書

令和 年 月 日 貴山岳連盟（協会）より申請されました上記、養成講習会及び検定会の実施を指導者認定規約第6条・第2項にもとづいて貴山岳連盟（協会）に委嘱いたします。

実 施 要 領

1. 実 施 資 格	☐ 山岳コーチ1 ☐ 山岳コーチ2
2. 実 施 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
3. 実 施 場 所	
4. 実 施 内 容	
5. 検 定 員 講 師	主任検定員： 検 定 員： 講 師：
6. 備 考	

- 注：
1. 上記は申請する山岳連盟（協会）にて記入のこと。
 2. 検定員の後に資格を記入のこと（公認コーチ資格）
 3. 講師の後に資格を記入のこと（例：コーチ1、コーチ2、医師、弁護士 etc.）
 4. 講師は、コーチ1はコーチ1以上、コーチ2はコーチ2以上の有資格者に限る

2025

令和 年 月 日

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会
会長 殿

山岳連盟（協会）

会 長

印

『令和 』年度公認山岳コーチ1認定申請書

令和 年 月 日付により委嘱されたコーチ1養成講習会及び検定会を別紙により実施いたしました。

ついては下記の関係書類を添えて認定を申請いたします。

別 紙	指導者養成講習会及び検定会実施結果報告書	1 部
別添書類	1. 認定申請者一覧表	1 部
	2. 認定申請者山歴書	各 通
	3. 検定会得点表	1 部
	4. 学科問題（模範解答付）	1 部

別紙

『令和 』年度山岳コーチ1 養成講習会及び検定会実施結果報告書

岳連（協会）名

主任検定員名

印

養 成 講 習 会 及 び 検 定 会 の 内 容	無 雪 期 登 山 技 術	養成講習検定月日		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
		養成講習検定場所		
		検 定 員(資格)		
		講 師		
		実施内容	検 定	
			講 習	
	積 雪 期 登 山 技 術	養成講習検定月日		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
		養成講習検定場所		
		検 定 員(資格)		
		講 師		
		実施内容	検 定	
			講 習	
	基 礎 理 論 及 び 学 科	養成講習検定月日		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
		養成講習検定場所		
		検 定 員(資格)		
		講 師		
		実施内容	検 定	
			講 習	
備 考				

養成講習及び検定内容を詳細に記入のこと。

『令和 』年 度 山 岳 コ ー チ 1 認 定 申 請 者 一 覧 表

岳連（協会）名

NO.	ふ り が な	性 別	生 年 月 日	所 属 団 体	住 所
	氏 名				
					〒
					〒
					〒
					〒
					〒
					〒
					〒

山 岳 コ ー チ 1 認 定 申 請 者 山 歴 書

氏名

印

	夏 山（無 雪 期）			冬 山（積 雪 期）※11 月～5 月			岳連・山岳会 等の役員経歴
	山行月日	山名・コース・ルート	役務	山行月日	山名・コース・ルート	役務	
年							
年							
年							
年							
年							
年							
年							

※ 検定会までの夏山（無雪期の登山経験が 5 年以上）、冬山（11 月から 5 月までの雪山登山経験を 3 年以上）の経験が判るように記入の事

※ 役務欄には、リーダー経験が 3 年以上ある事が判るように、L(リーダー)、SL(サブリーダー)を記入の事

※ 山名・コース・ルート欄には、入山地、コース、下山地が判るように記入の事

山岳コーチ1 検定会得点表

岳連（協会）名

主任検定員名

印

NO.	氏 名	(A) 無 雪 期 の 登 山 技 術												(B) 積 雪 期 の 登 山 技 術												(学科)	参考科目 (各岳連 任意)	合 計 (A) + (B) + (C)	判定結果
		無 雪 期 の 歩行技術		生活技術		無 雪 期 の 遭難対策		悪 場 の 通過		ナビゲーション 技術		小 計		積 雪 期 の 登山用具		積 雪 期 の 歩行技術		積 雪 期 の 登山技術		積 雪 期 の 遭難対策		小 計		基 礎 理論					
		(20)		(20)		(20)		(20)		(20)		(100)		(20)		(30)		(30)		(20)		(100)							
		指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技						
		(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(50)	(50)	(10)	(10)	(15)	(15)	(15)	(15)	(10)	(10)	(50)	(50)	(100)					
1												0	0									0	0				0		
2												0	0									0	0				0		
3												0	0									0	0				0		
4												0	0									0	0				0		
5												0	0									0	0				0		
6												0	0									0	0				0		
7												0	0									0	0				0		
8												0	0									0	0				0		
9												0	0									0	0				0		
10												0	0									0	0				0		

『令和 』年度山岳コーチ2養成講習会及び検定会実施結果報告書

岳連（協会）名 _____

主任検定員名 _____ 印

養成講習会及び検定会の内容	岩登り技術	養成講習検定月日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
		養成講習検定場所					
		検 定 員(資格)					
		講 師					
	実施内容	検 定					
		講 習					
	氷雪技術	養成講習検定月日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
		養成講習検定場所					
		検 定 員(資格)					
		講 師					
	実施内容	検 定					
		講 習					
	基礎理論及び学科	養成講習検定月日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
		養成講習検定場所					
検 定 員(資格)							
講 師							
実施内容	検 定						
	講 習						
備 考							

養成講習及び検定内容を詳細に記入のこと

『令和 』 年 度 山 岳 コ ー チ 2 認 定 申 請 者 一 覧 表

岳連（協会）名 _____

NO.	ふ り が な 氏 名	性 別	生 年 月 日	所 属 団 体	住 所
1					
2					
3					

この認定書は申請者のみ記入する

山 岳 コ ー チ 2 認 定 申 請 者 山 歴 書

氏名

印

	夏 山（無 雪 期）			冬 山（積 雪 期）12 月～3 月			岳連・山岳会 等の役員経歴
	山行月日	山名・コース・ルート	役務	山行月日	山名・コース・ルート	役務	
年							
年							
年							
年							
年							
年							
年							

※ 夏山 無雪期の登山経験が 5 年以上、およびルートグレード 4 級以上のマルチピッチの岩場をリードで完登の経験

※ 冬山 12 月から 3 月までの、3000m 級の積雪期登山経験が 3 年以上、経験が判るように記入の事

※ 役務欄には、リーダー経験が 3 年以上ある事が判るように、L(リーダー)、SL(サブリーダー)を記入の事

※ 山名・コース・ルート欄には、入山地、コース（登攀ルート）、下山地が判るように記入の事 （約 10 年以内の山歴）

山岳コーチ2検定会得点表

岳連（協会）名

主任検定員名

印

NO	氏 名	(A) 無 雪 期 の 登 山 技 術												(B) 氷雪技術												(c) 学科		参 考 科 目 (各 岳 連 任 意)	合 計 (A) + (B) + (C) 300	判 定 結 果 合格 ／ 保留
		登攀用具		隔時登攀		制動確保		懸垂下降		岩場のセル フレスキュー		小 計		氷雪用具		氷雪歩行		滑落停止 耐風姿勢		隔時登攀		雪山のセル フレスキュー		小 計						
		(10)		(30)		(20)		(20)		(20)		(100)		(10)		(20)		(20)		(30)		(20)		(100)		(100)				
		指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	理 論	論 文			
		(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(50)	(50)	(5)	(5)	(10)	(10)	(10)	(10)	(15)	(15)	(10)	(10)	(50)	(50)	(50)	(50)			
1											0	0											0	0				0		
2											0	0											0	0				0		
3											0	0											0	0				0		
4											0	0											0	0				0		
5											0	0											0	0				0		
6											0	0											0	0				0		
7											0	0											0	0				0		
8											0	0											0	0				0		
9											0	0											0	0				0		
10											0	0											0	0				0		

指導者養成講習会及び検定会実施手続き要領

1. 養成講習会について

都道府県山岳連盟（協会）で指導者養成講習会及び検定会を実施できるものは、コーチ 1 及コーチ 2 までであって、都道府県体育協会と共催する。養成講習会のうち共通科目については都道府県体育協会または日本スポーツ協会が実施し、専門科目については JMSCA または岳連（協会）が実施する。尚養成講習会には技量等の判定の為に検定試験を実施する。

養成講習会・検定会につき、講師はコーチ有資格者あるいは医師、弁護士等の有識者とする。

2. 養成講習会及び検定会実施希望有無の確認

コーチ 1 及びコーチ 2 の養成講習会の実施を希望する場合は、実施希望前年 12 月末までに、JSP0・都道府県体協及び JMSCA の「指導者養成講習会実施希望調査について（依頼）」へ委託開催か独自開催または未実施を区分して回答しなければならない。

※アンケートは実際には希望ではなく、実施するか否かの調査なので、回答する時点で既に受講者が集まっていることが望ましい。

3. 養成講習会及び検定会開催申請手続きについて

JMSCA 指導者認定規約に基づく指導者養成講習会及び検定会を実施する場合は、実施年度初めに下記に示す JMSCA 所定の様式で JMSCA 指導委員会宛へ提出しなければならない。

- ・『 』年度コーチ 1 およびコーチ 2 養成講習会及び検定会実施申請書
- ・『 』年度コーチ 1 およびコーチ 2 養成講習会及び検定会実施委嘱書

JMSCA は提出された実施申請書に異議がなければ、実施委嘱書に JMSCA 会長名で捺印の上、都道府県山岳連盟（協会）に送付したことをもって実施申請を受理したものとする。

4. 指導者養成講習会及び検定会実施結果報告及び認定申請手続きについて

実施後は速やかに JMSCA へ下記に示す所定の申請書を提出しなければならない。

- ・『 』年度コーチ 1 認定申請書
- ・『 』年度コーチ 2 認定申請書

上記申請書には養成講習会及び検定会実施結果報告書、認定申請者一覧表、認定申請者山歴書（履歴書）、検定会得点表、学科問題（模範解答付き）を各一部添えなければならない。

養成講習会開催にあたって、岳連（協会）からの JMSCA より検定員を派遣する場合がある。

※ JMSCA より検定員を派遣する費用については、JMSCA 規程の必要経費（宿泊費、交通費など）＋謝金を当該山岳連盟（協会）の負担とする。

5. 指導者養成講習会及び検定会実施報告の受理について

（1）コーチ 1 及びコーチ 2 の場合

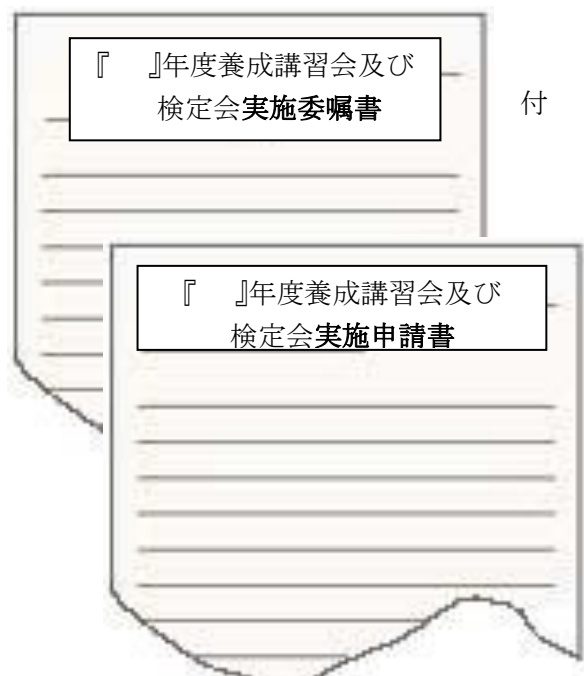
JMSCA は都道府県山岳連盟（協会）より提出された専門科目の認定申請書、養成講習会および検定会実施結果報告書、認定申請者一覧表、認定申請者山歴書（履歴書）、検定会得点表、学科問題（解答付き）に異議がなければ受理した旨、都道府県山岳連盟（協会）に通知する。

都道府県山岳連盟（協会）は専門科目の受講、未受講及び検定の可否の結果を都道府県体育協会へ報告し事業が完了するが、共通科目と併せて日本スポーツ協会より直接受講者へ後日可否結果を知らされる。

日本スポーツ協会の通知には時間がかかる為、都道府県体育協会より事前に結果を通知してもらう様にしておく事が望ましい。合格の場合受講者より提出される日本スポーツ協会登録申請書の内、加盟団体保管を抜き、日本スポーツ協会提出用を期限までに都道府県体育協会へ提出する。日本山岳協会へは加盟団体保管用の写しを送付する。

図1 指導者養成講習会及び検定会実施申請の手続き

手続き1 各岳連（協会）より⇒JMSCAへ提出



手続き2 JMSCAより⇒各岳連（協会）へ送

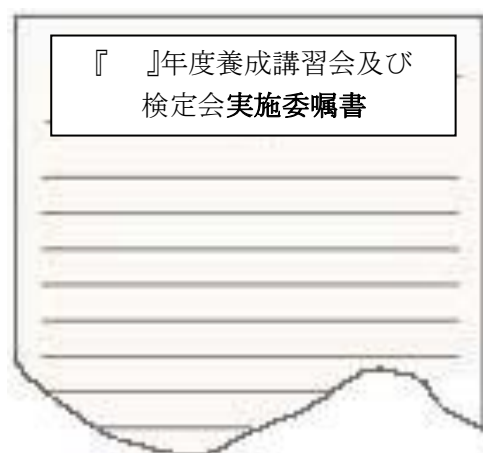


図2 コーチ1及びコーチ2認定申請の手続き

各岳連（協会）より⇒JMSCAへ提出



公認主任検定員認定規約

(総則)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下JMSCAという）公認主任検定員の受講・検定・認定及び登録更新は本規約による。

(認定と受講資格)

第2条 JMSCA公認主任検定員（以下主任検定員という）の認定

- (1) 主任検定員は、JMSCA会長が認定する。
- (2) JMSCA所定のA級又はB級主任検定員養成講習会を受講し、専門科目を修了し合格したものの。
- (3) 山岳A級主任検定員、山岳B級主任検定員と呼称する。

2 受講資格

- (1) 山岳A級主任検定員は、山岳コーチ2以上の資格を有し、実技・指導法及び検定ができるもの。
- (2) 山岳B級主任検定員は、山岳コーチ1の資格を有し、実技・指導法及び検定ができるもの。
- (3) 現在各都道府県山岳連盟（協会）（以下各岳連（協会）という）に於いて、コーチ1及びコーチ2養成講習会講師又は検定員または技術講習会等で指導の実績を有しているもの。
- (4) 各岳連（協会）に所属し、会長の推薦を受けたもの。

(検定会と受講の申請)

第3条 検定会は、JMSCA会長の委嘱をうけて指導委員会が主催し、その実施要項は指導委員会が定める。

- 2 実施要項は、実施年度はじめに各岳連（協会）会長に通知する。
- 3 検定会は、JMSCAから委嘱をうけた主任検定員1名を含む検定員2名以上によって構成しなければならない。
- 4 受講希望者は、JMSCA所定の申請書に必要事項を記入の上、所属岳連（協会）会長の推薦を経てJMSCA会長に申請する。
- 5 養成講習会は、実施要項にもとづき指導者制度・主任検定員制度の規約・JSP0及び都道府県体育協会の諸手続きに関する講習、A級主任検定員は「コーチ1検定基準」「コーチ2検定基準」、B級主任検定員は「コーチ1検定基準」の実技実習・指導法等の講習を受けなければならない。
- 6 受講者は事前に論文を提出し、また別途定める受講料を納入しなければならない。
- 7 検定会は、A級主任検定員は「コーチ1検定基準」「コーチ2検定基準」、B級主任検定員は「コーチ1検定基準」の実技実習・指導法及び論文審査により実施する。

(認定基準)

第4条 養成講習会時に実技の合格基準のデモンストレーションを行えること。

- 2 指導法は、各項目の手順・分解説明・解説を正しく伝達し、理解できる表現をしている。
- 3 合格ラインの技術及び指導法は、各自独特のものではなく統一基準によるレベルである。
- 4 必ずしも実績が素晴らしいだけでなく、如何に初心者またはその対象者を導けるかが指導者としての判定基準となる。

(特例)

第5条 JMSCAの主催する主任検定員養成講習会、コーチ2及びコーチ養成講習会で実技講師を務めた者については、指導委員会で審議し、主任検定員の資格を授与することが出来る。

(審査及び認定)

第5条 検定会の評価結果については、指導委員会で審議し、JMSCA常務理事会の議を経て決定する。

2 受講者には合否結果を通知し、合格者には認定証を交付する。

(有効期限及び資格更新)

第6条 有効期間は、資格取得後4年間とする。

2 資格の更新は、期限内に主任検定員養成講習会を修了して資格を継続する。

3 更新登録の講習会に当たっては、論文審査は行わない。

(規約の改廃)

第7条 本規約は、常務理事会の議を経て改廃することができる。

(付則)

1 本制度は、平成12年4月1日より実施する。

2 本規約は、平成18年4月1日より規約を制定する。

3 本規約は、平成21年4月1日改訂する。

4 本規約は、平成22年4月1日改訂する。

5 本規約は、平成23年4月1日改訂する。

6 本規約は、平成24年4月1日改訂する。

7 本規約は、平成25年6月1日改訂する。

8 本規約は、平成28年4月1日改訂する。

9 本規程は、令和元年10月10日改訂する。

主任検定員制度解説

制度として平成12年度より主任検定員養成講習会を実施し、各都道府県に1名以上の有資格者が、

指導員・上級指導員の養成講習会・検定に携わることを目標とした。併し指導者資格受講者の減少、指導員養成講習会も実施困難で、主任検定員不在の都道府県が多くみられるようになった。

平成22年度指導委員総会で「公認スポーツ指導員の資格でも指導員養成講習会の主任検定員資格を可能に出来ないか」との要望を指導委員会で検討し、B級主任検定員資格を設定し、平成23年8月の常務理事会で承認された。

尚、従来の主任検定員はA級主任検定員資格に移行する。また資格の登録更新についても条件を付して継続される様にした。

※上記は指導者資格の名称が変更する前の解説なので、旧資格名称のままとした。

1. 主旨

検定のレベルを統一するために、以下のような目的で検定を実施する。

- (1) 検定の審査基準の統一を図る。
- (2) 検定の技術水準の一致を図る。
- (3) 「コーチ1検定基準」「コーチ2検定基準」書の解釈・判断の統一をする。

2. 任期

- (1) 主任検定員養成講習会を修了し検定に合格して、資格取得後4ヶ年を有効期限とする。
- (2) 資格の更新は、期限内に主任検定員養成講習会を修了して資格を継続する。
- (3) 任期を4年とした理由
 - ①技術は日々進歩しており、その時代に対応できる技術指導を行える。
 - ②コーチ1・コーチ2を審査できる検定員であるために期限を設定する。
 - ③常にコーチ1・コーチ2をめざす者への模範を示せる検定員であり、技術指導の研鑽と研修会（講習会）に参加し、技術及び指導方法の確認をする必要がある。

3. 講習会カリキュラム

講習会参加者は、コーチ1・コーチ2・コーチ3・コーチ4の資格者であり又各山岳連盟（協会）にあっては指導実績、経験が豊富な高レベルな指導者であるので、一般的・基本的な説明は不要であり、直接主題とする講習（研修）が行え、確認事項のみにて済む可能性も大いにあり、下記のカリキュラム単位にて十分な理解・浸透を図る。

(1) 実技及び指導法

- ①山岳A級主任検定員は、「コーチ1検定基準」「コーチ2検定基準」の各項目に基づいて実施する。
- ②山岳B級主任検定員は、「コーチ1検定基準」の各項目に基づいて実施する。
- ③検定項目（実技・指導法）の実施確認
技術（技能）、指導法であるので「コーチ1検定基準」「コーチ2検定基準」の項目を確認出来る。
 - *デモストレーションの実施方法を指導する際の効果、方法を実習する。
 - *指導方法の技術的解説、説明のあり方を統一する。

(2) 理論（論文）

- ①課題「自分の経験に基づいて検定評価について述べよ」について、文章構成・表現・内容等を審査する。
- ②課題「所属岳連（協会）に於けるコーチ1の養成について述べよ」について、文章構成・表現・内容等を審査する。

4. 養成講習会内容

(1) 各「検定基準」に添って行う。

①実技については、各項目における合格・不合格（保留）のボーダーライン設定の示し方・デモストレーションの実施

＊実技の模範となる演技の行い方

＊実技の解説・手順分解しての説明の行い方（正しい説明）

②指導法については、各項目における合格・不合格（保留）のボーダーラインの決め方

＊技術指導の解説・手順分解の目安

＊新しい技術・用具等の理解度

＊各技術の特徴及び長所・欠点の指摘・説明・対応処置の解説

＊各用具の特徴及び長所・欠点の指摘・説明・対応処置の解説

5. 養成講習会実施の方法

(1) 主任検定員養成講習会開催は、JMSCAが主催・主管をする。

(2) 主任検定員養成講習会実施には、JMSCA公認主任検定員が2名以上含まれていること。

(3) 開催費用は、会議室・施設・事務経費・講師・検定員等にかかる経費はJMSCAが負担する。

(4) 講師・検定員は、JMSCA指導委員会・競技部から派遣又は委嘱する。

(5) 受講料は別途定める。

(6) 交通費・宿泊費・食費その他は、参加者負担とする。

2024
令和 年 月 日

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 会長殿

山岳連盟（協会）

会 長

印

公益財団法人日本スポーツ協会 公認スポーツ指導者資格再登録のための

更新研修会参加証明書

下記の者が、公益財団法人日本スポーツ協会 公認スポーツ指導者資格の再登録のために所定の研修会に参加したことを証明します。

記

1. 氏 名：
2. 旧登録番号：
3. 資 格 名：
4. 資格有効期限：
5. 住 所： 〒
6. 電 話 番 号：

以上

指導者更新登録のための研修（更新研修）の申請から承認および実績の入力

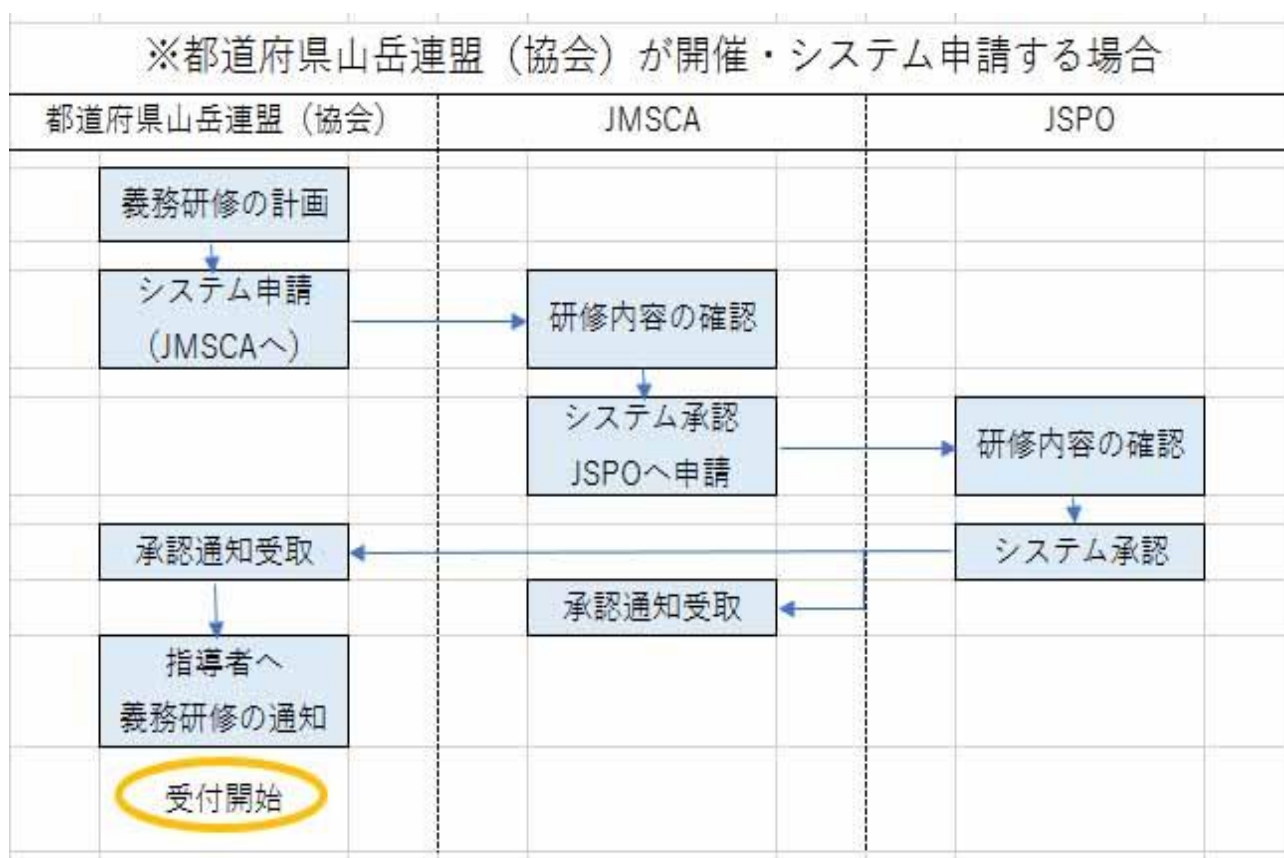
JMSCA 指導者登録及び更新登録に関する規約に基づき、コーチ 1、コーチ 2、コーチ 3 及びコーチ 4 の更新登録に必要な更新研修の対象となる研修を実施しなければならない。

1. 更新登録のための更新研修の実施について

都道府県山岳連盟（協会）が更新研修を開催する場合は、下記の手順で公認スポーツ指導者登録管理システムへ入力申請し、JMSCA の承認を受け、更に JSP0 の承認を受け実施しなければならない。

（1） 都道府県山岳連盟（協会）が開催・システム申請する場合

①申請～承認～受付開始



※システム申請する場合の注意事項

- ・指導者管理システムの更新研修会の申請でWeb告知およびWeb募集は、しないにしてください。
- ・研修会の名称は、〇〇研修会として、内容も研修会にしてください。
JSP0 の公認スポーツ指導者の更新研修の条件は、講習会は、講師であること。
研修会は、指導者同士が研鑽をするので参加者は全員OKになっているため。
- ・研修時間は、3時間以上でなければなりません。JSP0 よりの指導
3時間未満の研修会・講習会は、他の研修会をプラスして、3時間以上にして申請してください。

氏名 _____ 印

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格
復活登録申請書 兼 申請要件調査書

標記の件について、下記のとおり資格の再登録申請をいたします。

I. 申請者情報

1. 氏名（ふりがな）	2. 性別 男性 女性 性	3. 生年月日 1 9 年 月 日
4. 住所 〒		5. 電話（携帯電話等）
6. 申請区分（どちらかに○） 未手続による再登録 有効期限切れによる再登録		6. 以前の有効期限 (有効期限切れの場合)
7. 以前の登録番号 (下7桁を記載/有効期限切れの場合)	8. 申請資格 競技名： 資格名：	

II. 復活登録申請理由

資格復活登録申請をする理由について具体的に記入してください。

III. 今後の指導活動予定

指導対象・活動場所・指導に対する心構え等について具体的に記入してください。(100 字以上)

資格の再登録手続きについて

公認スポーツ指導者資格の有効期限は4年間となっており、有効期限内に研修を受講しなかったり更新手続きを行わなかった場合には、公認スポーツ指導者資格を失う(有効切れ)ことになります。ただし、復活登録申請に定められた基準を満たし承認された場合には資格復活登録が認められます。今回の変更により、資格失効期間の長短に関わらず再登録することができます。

1. 再登録申請に定められた基準

(1) 今後指導活動の予定・意欲があるか

申請書に基づき JSP0 が審査します。

(2) 資格登録に値する指導力を有するかを審査

都道府県山岳連盟（協会）にて判断して、有する場合は、

「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格再登録のための更新研修会参加証明書」を発行してください。

2. 復活登録手続きの申請書類

(1) 申請書（申請者が記入）

(2) 更新研修会参加証明書（都道府県山岳連盟（協会）が作成 ※印鑑必要）

3. 復活登録費用

(1) 日本スポーツ協会登録料（12,000円）

復活登録を認める場合は、JSP0 より指導者本人へ登録に関する書類をお送りしますので、案内に従って登録手続きをします。

※復活登録を承認しても登録手続きを行わなければ登録されませんのでご注意ください。

(2) JMCA 審査料（2,000円）

ゆうちょへ振り込み

(3) 都道府県山岳連盟（協会）審査料

1,000円～2,000円程度を都道府県山岳連盟（協会）にて決めてください。

公認スポーツ指導者資格復活登録にかかる事務手続き手順

1. 復活登録が必要な条件

有効期限が切れて1年未満の場合は申請手続きをしなくても「資格保留期間」として登録に関する書類をお送りします。

有効期限が切れて1年以上経過した場合に復活登録が必要になります。

2. 例) 有効期限 2024 年 9 月の場合、2024 年 10 月末更新でも、2025 年 4 月登録及び 2025 年 10 月登録の案内が届きます。

※更新要件(研修)を満たし、実績を入力しないと案内は届きません。

3. 申請先および申請時必要なもの

(1) 申請先

①個人→都道府県山岳連盟(協会)

②都道府県山岳連盟(協会)→JMSCA 指導委員会

(2) JMSCA へ申請時必要なもの

①申請書(指導者個人が記入)

②更新研修会参加証明書(都道府県山岳連盟(協会)が作成 ※印鑑必要)

③審査料(2,000 円) ※JMSCA の審査料です。

下記の郵便局口座へお振込下さい。

ゆうちょ銀行 口座番号 00110-8-407261

加入者名 (公社) 日本山岳・スポーツクライミング協会

シャ) ニホンサンガク・スポーツクライミングキョウカイ

4. 更新研修会参加証明書

都道府県山岳連盟(協会)で、再登録要件を満たしていると判断(1年以内程度で更新研修会に参加し、指導活動に意欲があるか)した場合は、別紙の更新研修会参加証明書を発行してください。

(更新研修の入力は、都道府県山岳連盟(協会)で行ってください。)

5. 申請後の流れ

(1) 都道府県山岳連盟(協会)より提出された復活登録申請書および更新研修会参加証明書を、JMSCA で審査して、取りまとめて、JSP0 に申請します。

(2) JSP0 での審査内容

JSP0 にて今後指導活動の予定・意欲があるかを審査する。

※申請書に記載された内容を審査。資格の必要性や活動計画などを審査。

(3) 審査結果通知

審査結果については、JSP0→JMSCA→都道府県山岳連盟(協会)→本人へ連絡。

6. おおよその日程例

2024 年 10 月 1 日登録は、2024 年 5 月下旬までに申請(ここで締め切られます)

JSP0→JMSCA へ審査結果の通知

2024 年 7 月から JSP0 より本人へ登録手続きの書類が届きます。

※再登録を承認しても登録手続きを行わなければ登録されませんのでご注意ください。

※再登録にあたっては、JSP0 への新規登録料 3,300 円が必要になります。(JSP0 より 直接本人へ案内があります)

都道府県山岳連盟(協会)の 公認スポーツ指導者管理システムの利用について

2015年度より「公認スポーツ指導者登録管理システム」の名称が、「公認スポーツ指導者管理システム」(以下指導者管理システムという)に変わりました。

今までの「指導者管理」、「更新研修管理」の他に、新たに、「受講管理」が追加されました。指導者養成講習会を開催するときには、講習会の開催の編集および申込者の代理申込の入力をしてください。

1. システム利用のメリット

- (1) 一定のインターネット環境があればシステム閲覧が可能になります。
※従来は、JMSCA 事務所の1箇所のみでした。
- (2) 一定の条件を満たした場合、都道府県山岳連盟(協会)でもシステム閲覧及び住所変更等が可能になります。
- (3) 4年分の更新研修受講履歴の保存が可能となります。
- (4) 指導者が直接「指導者マイページ」の閲覧が可能になります。有効期限や研修受講状況の確認、住所変更等が可能になります。

2. システムの利用にあたって

(1) 注意事項

- ① IDは他人に推測されにくいものに！
- ② ID・パスワードの取り扱いには厳重な注意を！
(決して他人に貸したり教えたりしない／PCにメモを貼らない等)
- ③ ID・パスワードをブラウザに記憶させない！
- ④ 必ずウイルス対策をおこなう！

(2) 一定の条件とは

- ① 管理者ID申請書の同意事項に同意すること
- ② システムの利用にあたっては、申請者が適切にシステムを利用するよう JMSCA が監督・指導を徹底いたしますに同意し申請すること。
- ③ アカウント発行のとりまとめを JMSCA がおこなうこと。

(3) システム利用者区分と利用者ができること

- ① 都道府県山岳連盟(協会)に個人(担当者)で、2つのIDを発行します。
- ② セキュリティ上、このアカウントは当該年度間のみ有効とし、年度ごとに更新作業をおこないます。
- ③ 都道府県山岳連盟(協会)の担当者(2人)でも、登録管理システムの利用が可能となり、所属都道府県の指導者の閲覧、住所変更などができます。
 - 1. 変更できない項目もあります。
 - 2. 修正履歴が残ります。

(4) セキュリティの観点からのお願い

① システム利用者について

「担当者不在で状況が確認できない」「担当者1人に任せきり」ということのないよう、都道府県山岳連盟(協会)2名の申請をお願いします。

② システムを利用する場所について

やむを得ない場合を除き、申請書に記入した場所・パソコン以外(ネットカフェ等)からはアクセスしないようお願いします。

(5) 都道府県山岳連盟(協会)のアカウント発行の流れ

①申請者の人数分、様式1「公認スポーツ指導者登録管理システム管理者ID申請書 兼 誓約書」を作成してください。

- ・署名部分は必ず直筆とし、捺印をお願いいたします。
- ・同意事項をよくお読みのうえ、署名をお願いいたします。

②JMSCAにて都道府県山岳連盟（協会）から提出された書類を取りまとめ、様式2及び様式3「アカウント申請一覧表」をデータにて作成のうえ、JSP0へEメールにてお送りします。

- ・エクセルファイルで作成します。

- ・送付先アドレス：touroku@japan-sports.or.jp

※上記②はJMSCA指導委員会の作業です。参考で記載しています。

<提出書類>

様式1「公認スポーツ指導者登録管理システム管理者ID申請書兼誓約書」：原本を人数分

様式2「公認スポーツ指導者登録管理システム アカウント発行申請について」：1部

様式3「アカウント申請一覧表」は原本の提出は不要です。

3. 受講管理について

（1）講習会の開催について

毎年12月に、都道府県体育協会（以下体協という）より都道府県山岳連盟（協会）に、翌年度の指導者養成講習会をするかのアンケートが行きます。そのアンケートにすると回答すると、翌年の3月ごろにJSP0が講習会の枠を作ってくれます。その枠に具体的に開催内容を編集し開催要項を作ります。

（2）講習会の申し込みについて

原則的には、受講者がJSP0のマイページより指導者養成講習会を選択して申し込みを行います。

申し込み（コンピュータへの入力）ができない人は、アカウント保有者が代理申込（入力）を行い申し込みが完了します。

※今までのような書面でJSP0に申し込むことはできません。

※マイページより、選択が可能なので、他県の知らない人より申し込みがあります。年令、経験、その他の受験条件を提示して、認定が通るようにしてください。

公認スポーツ指導者登録管理システム

管理者 I D 申請書 兼 誓約書

私は、公認スポーツ指導者登録管理システム（以下、「登録管理システム」）の利用について、下記のとおり申請いたします。また、利用に際して下記事項を順守することを誓います。

1. 申請者情報

所属団体名			
(ふりがな) 氏 名		団体区分 (ひとつに○)	中央・ブロック・都道府県
団体内役職		連絡先	

2. 登録する E メールアドレス（携帯電話のアドレスは不可）

@

3. システムにログインする端末の情報

端末の種類 (ひとつに○)	デスクトップパソコン・ノートパソコン・その他 []
端末の設置場所	

【同意事項】

- 私は、登録管理システムの I D およびパスワードを厳重に管理し、他人にアカウントを使用させません。
- 私は、登録管理システムの利用を通して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実且つ速やかに廃棄または消去します。個人情報を印刷した書類についてはシュレッダー、溶解等により再生不可能な形で廃棄します。
- 私は、WindowsUpdate 等による修正プログラムが適用された環境下でのみ登録管理システムを利用します。
- 私は、最新のウィルスソフトがインストールされている環境下でのみ登録管理システムを利用します。
- 私は、Winny 等、情報を漏洩させる恐れのあるファイル交換ソフトがインストールされたパソコンからは登録管理システムを利用しません。
- 私は、日本スポーツ協会が申請者の利用環境について一切関与せず、一切の責任を負わないことに同意します。

令和 年 月 日

署名： _____ 印

公認スポーツ指導者の登録事項変更手続きについて

公認スポーツ指導者に対して、JSP0、都道府県岳連（協会）からの連絡は、登録時に申請された氏名及び住所宛に行われます。

住所や氏名などの事前登録事項に変更（訂正）が生じた場合や、移籍する場合には、JSP0への手続きと同時に、速やかに「登録事項変更届【様式1】」に必要事項を記入し、所属する都道府県岳連（協会）へご提出ください。

この手続きを怠りますと、今後の事務連絡や登録更新等の手続きのご案内が届かず、資格を失効してしま

うことにもなりかねませんので、十分ご注意ください。

1. JSP0への手続き

JSP0のホームページより変更手続きをして下さい。

<https://jasacm.japan-sports.or.jp/cms/form/event.php?eid=136>

※ スポーツジャーナルの住所変更届でも可能かと思えます。

※ 所属都道府県（所属岳連（協会）の所在都道府県）を必ず入力して下さい。

2. 道府県岳連（協会）への手続き

下記手順で変更手続きをお願いします。

2-1 登録事項を変更する場合の手続き

（1）申請時期

登録事項に変更が生じたことが明らかになった時点から、速やかに手続きをお願いします。

（2）手続き方法

登録事項変更届【様式1】に変更（訂正）事項を記入し、所属都道府県岳連事務局まで郵送願
い
ます。

2-2 所属都道府県移籍の手続き

（1）申請時期 移籍することが明らかになった時点から、速やかに手続きをお願いします。

（2）手続き方法 移籍先の都道府県岳連（協会）指導者担当まで

1） 移籍前の都道府県岳連（協会）へ移籍する旨の連絡をする。

2） 移籍先の都道府県岳連（協会）に、登録事項変更届【様式1】を提出する

※登録事項変更届【様式1】は、都道府県岳連（協会）を通じて、JMSCAに届けられます。

※所属都道府県は、所属する岳連（協会）の所在都道府県のこと、本人がお住まいの都道府県とは異

なる場合があります。

公認スポーツ指導者等表彰要項

1. 趣旨

永年にわたりスポーツ指導者として、スポーツの指導育成及び組織化、競技力の向上、公認スポーツ指導者制度の発展その他国民スポーツの振興に貢献した者のうち、特に顕著な功績があった者を表彰し、その功に報いるとともに、将来のスポーツ界を担う若手指導者の奨励を通じて、今後における公認スポーツ指導者制度の一層の発展に資する。

2. 表彰の基準

表彰の対象は、以下の各号の基準を満たす者とし、第 1 号から第 4 号までは公認スポーツ指導者とする。

(1) 永年表彰

公認スポーツ指導者資格登録認定後、通算 15 年以上にわたりスポーツの指導育成及び組織化等に尽力し、顕著な功績が認められ、原則として所属する中央・都道府県・市区町村の各競技団体若しくは都道府県・市区町村体育（スポーツ）協会、又は国・地方公共団体から表彰を受けた者。ただし、過去において本基準による表彰を受けたことがない者であること。

(2) 優秀選手育成賞

公認スポーツ指導者として、競技の普及や競技力の向上に尽力し、前年度に開催されたオリンピック競技大会、アジア競技大会又はこれに準じる国際大会において、優秀な成績をあげた選手を育成指導してきた者。ただし、過去において同一選手の成績に基づき本基準による表彰を受けたことがない者であること。

(3) 若手指導者奨励賞

受賞年度に満 30 歳以下の者のうち、今後、当該推薦団体において中心的な役割を担うことが期待される者。ただし、過去において本基準による表彰を受けたことがない者であること。

(4) 退任感謝状

おおむね 15 年以上にわたりスポーツの指導育成に貢献し、特に顕著な功績を残し退任した公認スポーツ指導者

(5) 特別功労表彰

公認スポーツ指導者制度の確立及び発展などのために貢献し、顕著な功績があるとして本会が特に認めた者、並びに公認スポーツ指導者として特に模範となる功績を上げたと本会が特に認めた者。

3. 候補者の推薦

候補者の推薦は、次の各号により行うものとする。

(1) 前項第 1 号に定める候補者については、加盟都道府県体育（スポーツ）協会及び加盟中央競技団体が、別に定める様式により推薦を行うものとする。この場合、都道府県体育（スポーツ）協会については、前年度公認スポーツ指導者登録者数 500 名まで 1 名、以下 500 名までを越えるごとに 1 名を増やした人数を、中央競技団体については、1 団体 3 名以内を推薦することができる。

(2) 前項第 2 号および第 3 号に定める候補者については、加盟中央競技団体が別に定める様式により推薦を行うものとする。

(3) 前項第 4 号に定める候補者については、加盟団体が特に必要と認めた場合に推薦を行うものとする。

(4) 前項第 5 号に定める候補者については、本会が直接推薦を行うものとする。

4. 被表彰者の決定

被表彰者は、本会会長が指導者育成専門委員会の審査を経て、決定するものとする。
ただし、前項第 4 号については、加盟団体長にその審査を委任することができる。

5. 表彰の方法

表彰の基準第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号については、本会会長が表彰状又は感謝状を授与する。

表彰の基準第 3 号については、本会指導者育成専門委員会委員長が表彰状を授与する。

6. 附則

この要項は平成 7 年 5 月 16 日から施行する。

この要項は平成 11 年 3 月 8 日から施行する。

この要項は平成 19 年 8 月 22 日から施行する。

この要項は公益財団法人日本スポーツ協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

この要項は平成 27 年 9 月 24 日から施行する。

この要項は、令和元年 10 月 10 日から施行する。

公認スポーツ指導者資格制度（2024 年度版 JSP0 HP より）

1. 山岳コーチ 1

2021 年 4 月 1 日現在

主催			公益財団法人日本スポーツ協会 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会	
養成目的			地域山岳会において、主に中高年登山者及び少年少女に安全な登山が指導出来る指導者を養成する。	
役割			市区町村の山岳団体を主な活動拠点とし、雪山や、岩登り目的を除くアウトドアライフの普及に努める。	
養成講習会に係る内容	受講条件		受講年度の4月1日現在満 20 歳以上で都道府県山岳連盟(協会)に所属し、同連盟(協会)が認める者。	
	受講科目	共通科目	共通科目 I (45h)	
		専門科目	山岳コーチ1 専門科目 (30h) ※別紙カリキュラム表参照	
	受講料	共通科目	共通科目 I : 15,400 円(税込)※別途リファレンスブック代	
		専門科目	専門科目:実施団体が定める	
		スタート コーチ	円()	
	実施方法	共通科目	別に定める共通科目実施要領に基づき日本スポーツ協会が実施する	
		専門科目	■講習会 カリキュラム(30 時間)に基づき、都道府県山岳連盟(協会)を主管として集合講習会と通信講習(レポート)により開催する。実際の実施計画については都道府県連盟(協会)と都道府県体育協会が相談の上、JSPO と JMSCA の承認を得て実施する。 ■検定試験 JMSCA 指導委員会が作成したものを参考に各都道府県の実情に合わせ作成・出題し、筆記試験、レポート評価、技能検定の総合判定とする。 ■審査 合格者の判定は筆記試験、レポート評価、技能検定の総合判定結果を基に、JMSCA 指導委員会で審査の上、原則として満点の6割以上を合格とする。 ■免除要件	
	登録に係る内容	登録料 (4 年間)		基本登録料: 10,000 円
				資格別登録料: 2,000 円 岳連(協会)登録料: 1,000+ α
初期登録手数料(初回登録時のみ): 3,300 円				
更新登録要件		資格登録有効期限の6か月までに、最低 1 回は、JMSCA が定める研修会または JSPO (都道府県体育協会が実施する(認める)研修を含む)が実施する研修を受けなければならない。		
特記事項				

区分	カリキュラム内容		時間数		
	No.	科目	集合	その他	計
① 基礎理論	①	登山計画, 生活技術, 自然保護(登山計画書、生活技術など)	1	0	1.00 h
	②	登山医療(健康管理・救急法)	1	1	2.00 h
	③	遭難対策(危険の回避、事故発生時の対応、セルフレスキュー)	1	0	1.00 h
	④	山の気象学(気象現象のの基本・天気図・気象の情報入手法)	1	1	2.00 h
	⑤	ナビゲーション技術(航法(徒歩ナビ、地図読み))	1	1	2.00 h
	⑥	指導者制度、法律(指導者制度、法律:リーダーの法的責任)	1	0	1.00 h
	⑦				0.00 h
	⑧				0.00 h
	⑨				0.00 h
	⑩				0.00 h
	小 計		6.00 h	3.00 h	9.00 h
② 実技・指導実習	①	無雪期の歩行(出発準備、歩き方)	3	0	3.00 h
	②	無雪期の生活技術(幕営、テント内生活の注意点、炊飯の注意点など)	3	0	3.00 h
	③	悪場の通過技術(ロープの結び方、フィックスロープの設置・通過など)	3	0	3.00 h
	④	無雪期の遭難対策(セルフレスキュー、不時露営の留意点、伝令書など)	3	0	3.00 h
	⑤	ナビゲーション技術(器具、航法、徒歩ナビ、地図読み)	2	1	3.00 h
	⑥	積雪期の歩行(積雪期用具、アイゼン無し歩行、アイゼン歩行、ピッケル保持歩行等)	3	0	3.00 h
	⑦	雪上技術(滑落停止、耐風姿勢等)	3	0	3.00 h
	⑧				0.00 h
	⑨				0.00 h
	⑩				0.00 h
	小 計		20.00 h	1.00 h	21.00 h
			26.00 h	4.00 h	30.00 h

2. 山岳コーチ 2
2021 年 4 月 1 日現在

主催			公益財団法人日本スポーツ協会 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会
養成目的			都道府県レベルにおいて、登山者全体に積雪期、無雪期を問わず安全な登山が指導出来る指導者を養成する。
役割			都道府県レベルでの登山全体の普及に努める本州 3,000m 級山岳地帯において積雪期登山のリーダー候補者に指導が出来ること。
養成講習会に係る内容	受講条件		受講年度の4月1日現在満 25 歳以上で都道府県山岳連盟(協会)が認めるもので下記条件の全てを満たす者。 (1)本州なら 3000m 級山岳地帯において積雪期登山のリーダー候補者に指導ができると判断された者。 (2)4級以上の岩壁登攀のリーダー候補者に指導ができると判断された者。
	受講科目	共通科目	共通科目Ⅱ(135h)
		専門科目	山岳コーチ 2 専門科目(40h) ※別紙カリキュラム表参照
	受講料	共通科目	共通科目Ⅱ:17,600 円(税込)※別途リファレンスブック代:3,300 円(税込)
		専門科目	専門科目:実施団体が定める
		スタート コーチ	円()
	実施方法	共通科目	別に定める共通科目実施要領に基づき日本スポーツ協会が実施する
		専門科目	■講習会 カリキュラム(40 時間)に基づき、都道府県山岳連盟(協会)を主管として集合講習会と通信講習(レポート)により開催する。実際の実施計画については都道府県連盟(協会)と都道府県体育協会で相談の上、JSPO と JMCSA の承認を得て実施する。 ■検定試験 JMCSA 指導委員会が作成したものを参考に各都道府県の実情に合わせ作成・出題し、筆記試験、レポート評価、技能検定の総合判定とする。 ■審査 合格者の判定は筆記試験、レポート評価、技能検定の総合判定結果を基に、JMCSA 指導委員会で審査の上、原則として満点の6割以上を合格とする。 ■免除要件
登録に係る内容	登録料 (4 年間)		基本登録料:10,000 円
			資格別登録料:2,000 円 岳連(協会)登録料:1,000+α
			初期登録手数料(初回登録時のみ):3,300 円
	更新登録要件		資格登録有効期限の6か月までに、最低 1 回は、JMCSA が定める研修会または JSPO(都道府県体育協会が実施する(認める)研修を含む)が実施する研修を受けなければならない。
特記事項			

カリキュラム

区分	カリキュラム内容		時間数		
	No.	科目	集合	その他	計
① 基礎理論 (登攀・氷雪を中心に)	①	登山医療(健康管理・救急法)、ナビゲーション技術、気象と天気図等	1	2	3.00 h
	②	登山計画、生活技術	0	1	1.00 h
	③	登攀技術(確保理論)	1	1	2.00 h
	④	積雪期の登山技術(歩行技術を中心に。歩行・滑落停止・隔時登攀の基本)	2	0	2.00 h
	⑤	遭難対策(危険の回避、事故発生時の対応、セルフレスキュー)	1	0	1.00 h
	⑥	指導者制度、指導者の役割(指導者制度、法律:リーダーの法的責任)	1	0	1.00 h
	⑦				0.00 h
	⑧				0.00 h
	⑨				0.00 h
	⑩				0.00 h
	小 計		6.00 h	4.00 h	10.00 h
② 実技・指導 実習(登攀・氷雪)	①	登攀用具(ロープ、ハーネス、ビレイデバイスなど)	1	1	2.00 h
	②	無雪期の隔時登攀(トップの確保、ランニングビレイ、後続者の確保など)	2	2	4.00 h
	③	制動確保(アンカー、体勢、ロープ操作上の注意他)	1	2	3.00 h
	④	懸垂下降(下降準備、下降動作、着地とロープの回収)	1	2	3.00 h
	⑤	岩場のセルフレスキュー(事故発生時の対応、収容・搬出、搬出法など)	2	2	4.00 h
	⑥	氷雪技術(アイゼン、ピッケル、スノーピケット、ビーコンなど)	1	1	2.00 h
	⑦	雪上歩行(傾斜面の直登下降、斜め登下降とトラバースなど)	1	1	2.00 h
	⑧	滑落停止・耐風姿勢(停止動作、停止後の処置、初期停止など)	1	1	2.00 h
	⑨	積雪期の隔時登攀(トップの確保、後続者の確保、SAB)	3	2	5.00 h
	⑩	雪山のセルフレスキュー(雪崩対策、捜索、収容、搬出)	1	2	3.00 h
	小 計		14.00 h	16.00 h	30.00 h
			20.00 h	20.00 h	40.00 h

3. 山岳コーチ 3
2021 年 4 月 1 日現在

主催		公益財団法人日本スポーツ協会 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会
養成目的		全国レベルにおいて、登山者全体に厳冬期を含む積雪期、無雪期を問わず安全な登山が指導出来る指導者を育成する。
役割		全国レベルでの登山全体の普及に努め、JMSCA の講習会・研修会、文登研の研修会で講師が出来ること。本州 3,000m 級山岳地帯において積雪期登山のリーダー候補者に指導が出来ること。
養成講習会に係る内容	受講条件	上級指導員資格取得後5年以上経過している者。または受講年度の4月1日現在満 25 歳以上で都道府県山岳連盟(協会)に所属し、同連盟が認める者で下記の実績のいずれかを満たす者。 (1)国内外を問わず、夏冬を問わず、著名ルートを第5等以内で登っていること。 (2)文部科学省登山研究所講師5年以上。 (3)7000m 以上の高峰の登頂者、但しその時の役割は登攀隊長以上。 JMSCA が認めれば専門科目は1、2のレベルを乗り越えて受講も可能。
	受講科目	共通科目 共通科目Ⅲ(150h) 22,000 円(税込)
		専門科目 山岳コーチ 3 専門科目(60h) ※別紙カリキュラム表参照
	受講料	共通科目 プルダウンから選択してください
		専門科目 専門科目:実施団体が定める
		スタートコーチ 円()
	実施方法	共通科目 別に定める共通科目実施要領に基づき日本スポーツ協会が実施する
		専門科目 ■講習会 カリキュラム(60 時間)に基づき、JMSCA が直接集合講習会と通信講習(レポート)により開催する。実際の実施計画については、JMSCA と JSPO との相談の上実施する。 ■検定試験 JMSCA 指導委員会が作成・出題し、筆記試験、レポート評価、技能検定の総合判定とする。 ■審査 合格者の判定は筆記試験、レポート評価、技能検定の総合判定結果を基に、JMSCA 指導委員会で審査の上、原則として満点の6割以上を合格とする。 ■免除要件
登録に係る内容	登録料 (4 年間)	基本登録料:10,000 円
		資格別登録料:2,000 円 岳連(協会)登録料:1,000+α
		初期登録手数料(初回登録時のみ):3,300 円
登録に係る内容	更新登録要件	資格登録有効期限の6か月までに、最低 1 回は、JMSCA が定める研修会または JSPO(都道府県体育協会が実施する(認める)研修を含む)が実施する研修を受けなければならない。
特記事項		

カリキュラム

区分	カリキュラム内容		時間数		
	No.	科目	集合	その他	計
① 基礎理論 (総合的に)	①	指導者と岳連、JMSCA の組織	2h	0h	2.00 h
	②	登山医学 (運動生理、ドーピングなど)	2h	0h	2.00 h
	③	積雪期の登山 (積雪と雪崩を中心に)	0h	2h	2.00 h
	④	登攀技術 (確保理論、グレードの理解を中心に)	0h	2h	2.00 h
	⑤	遭難対策 (セルフレスキュー・チームレスキュー)	0h	3h	3.00 h
	⑥	指導法、指導者の心構え	2h	0h	2.00 h
	⑦	法律 (山岳事故、リーダー責任など具体例の研究)	0h	2h	2.00 h
	⑧	山岳競争 (大会の種類、運営など)	2h	0h	2.00 h
	⑨				0.00 h
	⑩				0.00 h
	小 計		8.00 h	9.00 h	17.00 h
② 実技・指導 実習 (登攀・ 氷雪)	①	積雪期の歩行技術 (ラッセル、ルート選定含む)	2h	0h	2.00 h
	②	積雪期の生活技術 (簡易露営、雪洞含む)	4h	0h	4.00 h
	③	登攀技術 (自然の岩場にて登攀・確保全般及び用具など)	4h	4h	8.00 h
	④	氷雪技術 (登攀・確保全般及び用具など)	4h	4h	8.00 h
	⑤	山岳スキー技術 (ルート選定、歩行、滑降など総合的に)	5h	0h	5.00 h
	⑥	登攀時の遭難対策 (連絡、搜索、搬送実習などセルフレスキュー)	5h	1h	6.00 h
	⑦	積雪期の遭難対策 (連絡、搜索、搬送実習などセルフレスキュー)	8h	2h	10.00 h
	⑧				0.00 h
	⑨				0.00 h
	⑩				0.00 h
	小 計		32.00 h	11.00 h	43.00 h
			40.00 h	20.00 h	60.00 h

4. 山岳コーチ 4
2021 年 4 月 1 日現在

主催		公益財団法人日本スポーツ協会 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会	
養成目的		全国レベルにおいて、登山者全体に厳冬期を含む積雪期、無雪期を問わず安全な登山が指導出来る指導者を育成する。海外登山(概ね 6,000m 以上)においても安全指導が出来る指導者を養成する。	
役割		海外を含め全国レベルでの登山全体の普及に努め、JMSCA の講習会・研修会、文登研の研修会で主任講師が出来ること。概ね 6,000m 以上の登山でもリーダーが出来ること。	
養成講習会に係る内容	受講条件		コーチを5年以上経験していること。受講年度の4月1日現在満 30 歳以上で、都道府県山岳連盟(協会)に所属し、同連盟(協会)が認める者。
	受講科目	共通科目	共通科目Ⅳ(151h 以上)
		専門科目	山岳コーチ 4 専門科目(80h)※別紙カリキュラム表参照
	受講料	共通科目	共通科目Ⅳ:30,800 円(税込)／上級教師:61,600 円(税込)
		専門科目	専門科目:実施団体が定める
		スタート コーチ	円()
	実施方法	共通科目	別に定める共通科目実施要領に基づき日本スポーツ協会が実施する
		専門科目	■講習会 カリキュラム(80 時間)に基づき、JMSCA が直接集合講習会と通信講習(レポート)により開催する。実際の実施計画については、JMSCA と JSPO との相談の上実施する。 ■検定試験 JMSCA 指導委員会が作成・出題し、筆記試験、レポート評価、技能検定の総合判定とする。 ■審査 合格者の判定は筆記試験、レポート評価、技能検定の総合判定結果を基に、JMSCA 指導委員会で審査の上、原則として満点の6割以上を合格とする。 ■免除要件
登録に係る内容	登録料 (4 年間)		基本登録料:10,000 円
			資格別登録料:2,000 円 岳連(協会)登録料:1,000+α
			初期登録手数料(初回登録時のみ):3,300 円
更新登録要件		資格登録有効期限の6か月までに、最低 1 回は、JMSCA が定める研修会または JSPO(都道府県体育協会が実施する(認める)研修を含む)が実施する研修を受けなければならない。	
特記事項			

カリキュラム

区分	カリキュラム内容		時間数		
	No.	科目	集合	その他	計
① 基礎理論 (今後の展望 を踏まえて)	①	海外遠征登山（手続き、高山病、遭難の例など）	3h	0h	3.00 h
	②	積雪期の登山（本州中部や、各山岳地域の特徴など）	2h	0h	2.00 h
	③	登攀技術（今後の日本及び世界の登攀の展望など）	0h	2h	2.00 h
	④	遭難対策（遭難事故を防ぐには）	0h	3h	3.00 h
	⑤	指導法（今後の指導者像、指導理論など）	0h	3h	3.00 h
	⑥				0.00 h
	⑦				0.00 h
	⑧				0.00 h
	⑨				0.00 h
	⑩				0.00 h
	小 計		5.00 h	8.00 h	13.00 h
② 実技・指導実 習（新技術を中心 に実践意見 交換）	①	登攀技術（自然・人工の時々における話題で実践・実習・協議）	3h	2h	5.00 h
	②	氷雪技術（時々における話題で実践・実習・協議）	2h	3h	5.00 h
	③	山岳スキー技術（総合技術）	3h	0h	3.00 h
	④	登攀時の遭難対策（チームレスキューを中心に協議）	3h	3h	6.00 h
	⑤	積雪期の遭難対策（チームレスキューを中心に協議）	4h	4h	8.00 h
	⑥				0.00 h
	⑦				0.00 h
	⑧				0.00 h
	⑨				0.00 h
	⑩				0.00 h
	小 計		15.00 h	12.00 h	27.00 h
			20.00 h	20.00 h	40.00 h

公認山岳コーチ検定基準（コーチ1）

I 実施要項

1. 資格名称 公認山岳コーチ1
2. 養成目的 地域スポーツクラブやサークルにおいて、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に登山の専門的な知識を活かし、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた基礎的な知識や技術指導にあたる指導者を養成する。
3. 役 割 市区町村の山岳団体を主たる活動拠点とし、山岳におけるアウトドアライフの普及（雪山や岩登りを主たる目的としない）に努める。
4. 受講条件
 - 1 受講年度の4月1日現在満 20 歳以上で、加盟団体・地域スポーツクラブ等において登山の指導にあたっている者、またこれから指導者になろうとする者。
 - 2 都道府県山岳連盟（協会）に所属し、同連盟（協会）が認めた者以外は養成講習会の受講及び資格の取得・登録は出来ない。
 - 3 スポーツコーチングリーダーとスポーツリーダーの資格は共通科目Ⅰの受講に該当する。
 - 4 積雪期登山の経験があること。
5. カリキュラム 共通科目Ⅰ：45 時間（JSPO の通信講座）
専門科目Ⅰ：JMSCA が定める講習は 30 時間以上とし、
検定評価及び論文記述の時間は含まれていない。
6. 養成講習会の
実施方法 カリキュラムに基づき都道府県山岳連盟（協会）を主管として集合講習、自宅学習
レポート、実績により実施する。実施するにあたって JMSCA に実施申請書を提出し、実施委託を受ける。また委託・独自開催を都道府県体育協会の（別に定めた諸様式）に申請して実施する。
7. 検定会の実施方法 JMSCA 指導委員会が作成した養成講習会指導要領及び指導員検定基準に基づき、主任検定員 1 名を含む複数の検定員で実施する。
8. 判定方法 合格・保留の判定は、申請された基礎理論、論文、技能検定の総合判定結果（検定得点表）及び山歴書に基づき、JMSCA 指導委員会が別に定める審査基準により決定する。
9. 受講にかかる経費
(受講料) 受講料
共通科目：15,400 円（税込）＋ 別途リファレンスブック代 ※2024 年
専門科目：実施団体が定める
養成講習会受講料：各都道府県山岳連盟（協会）が定める。
10. 登録料（4 年間） 12,000 円＋α（各都道府県連盟（協会）により 1,000 から 4,000 円程度）（初回登録時のみプラス 3,300 円）
11. 更新登録のための
更新研修 資格有効期限の 6 か月前までに、最低 1 回（3 時間以上）は、JMSCA が定める研修会
また JSPO（都道府県体協が実施する（認める）研修、及び各都道府県山岳連盟（協会）よりの申請を含む）が実施する研修を受けなければならない。但し、研修会の場合は参加者及び講師、講習会（指導者養成講習会講師は対象外）の場合は講師のみがポイントを得る。
尚、指導者養成講習会の講師はポイントの対象にならない。
12. 担当委員会 日本山岳・スポーツライミング協会指導委員会とする。

Ⅱ 実施内容

1. 基礎理論講習

カリキュラム内容		集 合
区 分		単位時間
(1) 登山計画、生活技術、自然保護 登山形態	登山計画書、山での生活技術、自然保護のマナー等 ハイキング、ピークハント、縦走、スポーツクライミング、沢登り、山スキー、アイスクライミング、スノーシューイングなど	1 時間
(2) 登山医療	健康管理、救急法等	1 時間
(3) 遭難対策	危険の回避、事故発生時の対応などセルフレスキュー	1 時間
(4) 山の気象	気象現象の基本・天気図・気象情報入手法等	1 時間
(5) ナビゲーション技術	航法（徒歩ナビ）に使う用具、地図読み知識等	1 時間
(6) 法律 指導者制度、指導者の役割	リーダーの法的責任 指導員制度、指導者の役割	1 時間
合 計		6 時間

2. 実技・指導法講習

カリキュラム内容		集 合
区 分		単位時間
(1) 無雪期の歩行技術	出発準備、歩き方の基本、ナビゲーション	3 時間
(2) 無雪期の生活技術	幕営、テント内生活の注意点、炊飯の注意点等	3 時間
(3) 悪場の通過	悪場の通過、ロープの結び方、フィックスドロップの設置等	3 時間
(4) 無雪期の遭難対策	事故発生時の対策、通信連絡方法、不時露営の留意点、伝令書、セルフレスキュー等	3 時間
(5) ナビゲーション技術	ナビ用具、航法、徒歩ナビ、地図読み等	2 時間
(6) 残雪期の歩行技術	冬山用具、歩き方の基本の基本、アイゼン無し、アイゼンあり、ピッケル保持歩行法など	3 時間
(7) 雪上技術	ルート選定、滑落停止、耐風姿勢の基本等	3 時間
合 計		20 時間

* 検定試験（実技、指導法、理論、論文）は単位時間外とする。

* 地域特性によりカリキュラム内容以外に+α（必須）として追加ができる。例：山スキーなど。

Ⅲ 検定評価の方法

1. 概要

検定評価は各検定項目について、指導法（知識）と実技について行う。特に指導法では、手順、要項を簡潔に説明できることが重要で、設問に対しての解答であってはならないし誘導によって解答を引き出してはいけない。

実技は要点を強調し、正しい用語で説明して、実際に行動し演技を示さねばならない。以上を5段階に評価する。

5＝指導法、実技ともに指導員として非常に優れている

4＝指導法、実技ともに指導員として適格である

3＝指導法、実技ともに指導員として不足している

2＝指導法、実技ともに指導できる域に達していない

1＝指導法、実技ともに指導員として適正がない

検定基準では、上記5段階の評価ができるように各検定項目の配点を考えて、得点は5が80%以上、4が60～79点、3が40～59点、2が20～39点、1が19点以下になるように配点した。中間裁量で0.5点の評価をしても良い。

2. 科目別評価

無雪期の登山技術、積雪期の登山技術、学科（基礎理論、論文）を設定し次の方法により評価を行う。

(1) 無雪期の登山技術	100 点
指導法	50 点
実 技	50 点
(2) 積雪期の登山技術	100 点
指導法	50 点
実 技	50 点
(3) 学科	100 点
基礎理論	50 点
論 文	50 点

合格点は、1科目60点以上3科目合計が180点以上であり、小項目においても60%未満がないこと

3. 項目別評価

(1) 各項目別に100点を配点した。

指導法 50 点

実 技 50 点

(2) 評価は小項目毎に減点法を行う。

(3) 各小項目の得点合計に各大項目の配分値を掛けて大項目の得点とする。

$$\text{実質得点算出式} = \frac{(\text{小項目の得点}) \times (\text{大項目の配点})}{100}$$

(4) 大項目の配転は次による。

(A) 無雪期の登山技術

①歩行技術	20 点
②生活技術	20 点
③遭難対策	20 点
④悪場の通過	20 点
⑤ナビゲーション	20 点

(B) 積雪期の登山技術

①登山用具	20 点
②歩行技術	30 点
③登山技術	30 点
④遭難対策	20 点

4. 評価（見方）について

- (1) 実技、指導法の検定に当たり、各小項目毎にチェックするのは大変と思われるので、各自効果的に行った方がよい。例えば、実技で1つの動作が終わるまで見て不適格（不完全）な項目をチェックすれば減点項目になる。
- (2) 小項目の点は、大項目の比率で、実際には非常に少ない点数であるから思い切って減点しないと最高得点になる。原則として少しでも悪いと見受けられた項目は全点を減点するように配点されるので注意して頂きたい。
- (3) 検定に当たり、各検定員の見方を統一するに配慮して頂きたい。また、複数の検定員による同一項目を同一視点での評価が望ましい。

5. 運用するための留意事項

- (1) 雪渓のある 3000m級の夏山から、冠雪する低山・藪山までのフィールドで山行する登山者を指導する立場から一層の経験と包括された技術と知識が要求される。リスク管理に於ける法的責任も視野に置かなければならない。
- (2) 養成講習会の受講を前提として検定項目を作成しているので、数值的、客観的に評価しにくい項目や指導法（知識）として重要でありながら実技では評価できない項目も存在する。養成講習会の内容とオーバーラップして習熟度、理解度及び達成度を評価して頂きたい。
- (3) 実技項目が記入されているものは必ず実施して貰いたい。指導法だけ・指導法と実技の並記は、時間的・環境的に不可能な場合は机上講習やレポートや指導法検定会で補って全ての項目を実施する。
- (4) 養成講習会の講義や技術・指導法を指導した内容から検定を行うことが望ましい。
- (5) 検定評価記入用紙は、運営し易い様式で作成してもよい。理論決定については、課題・問題・解答を必ず添付し、所定の検定会得点表に記入して申請する。
- (5) 地域特性（参考科目：各岳連(協会)任意）で実施した項目は、別途提出する。

区 分				
	カリキュラム内容	点	詳細項目	点
(1)登山計画、生活技術 自然保護、登山形態	登山計画書、生活技術等 ハイキング、ピークハント、縦走、スポーツクライミング、沢登り、山スキー、アイスクライミング、スノーシューイング等		登山計画書（記載内容、提出先、提出方法等）、装備、レアリング、幕営、エネルギーの補給の仕方等	
(2)登山医療	健康管理、救急法、		山の医学、登山中の病気・けがとその対策、熱中症、高山病、救急法等	
(3)遭難対策	危険の回避、事故発生時の対応、セルフレスキュー等		遭難回避の基本的考え方、対策(通信手段、遭難連絡カード等)、セルフレスキュー（用具・技術）、搬出法等	
(4)山の気象	気象現象の基本、天気図、気象情報の入手法等		気象知識の必要性、基礎知識、避雷対策、天気図、衛星画像、観天望気、気象情報の入手法	
(5)ナビゲーション技術	航法（徒歩ナビ）、地図読み		地図の特性、読図記号、ナビゲーションの必要性、読図と地形、ナビゲーション技術、GPS の活用等	
(6)法律、指導者制度、 指導者の役割	リーダーの法的責任 指導員制度、指導者の役割		登山形態による違い(引率と自主・営利型と非営利型)、法的責任の種類(刑事・民事)など JMSCA の指導者制度、役割等	

* 「詳細項目例」の参考資料「山岳指導者指導要項」など。

V. 無積雪期の登山技術

1. 歩行技術

20 点

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
歩行の基本 (30 点)	* 体重の移動 ・ 肩の力を抜く ・ 背筋を伸ばす ・ あごを引き少し前かがみ ・ 爪先で蹴ると下腿三頭筋に負担 * フラットフットイング ・ 着地は足裏全体を同時に行い筋力の負担を防ぐ ・ 膝、足首の柔軟性を利用して衝撃を緩和 * 姿勢 ・ 正しい姿勢は疲労を軽減 ・ 視線は足元と先を見通す ・ 鉛直に立つ * 歩幅と両足の間隔 ・ 路面状況に合わせて調整する ・ 両足の間隔は握り拳分位開く ・ 歩幅は前足の踵と後足の爪先の間隔を 1 / 2 ～ 1 足分位開ける		・ 爪先で蹴らない ・ 歩行の仕方（法則性） ・ 重心の移動 ・ 静荷重、静移動 ・ 足裏全体で同時に着地 ・ 重力線が軸足に一直線上 ・ 一定ペースを保って歩く ・ 大股に歩かない	
傾斜面の登下降 (30 点)	* 斜面の登高 ・ 10～25℃傾斜角でも平地の 3 倍の負担 ・ Z、S 字登高は傾斜角を緩和安定したバランスを保持 ・ 逆ハの字歩行は靴先を開くことで足首、膝が曲げ易く関節の負担を軽減 * 傾斜の下降 ・ 着地時に体重の 2 倍以上の衝撃力 ・ 強い衝撃力は筋力疲労と関節損傷、転倒事故に繋がり易い * トレッキングポール（ストック）の持ち方、使い方 ・ ストラップの下から手首を通しストラップと一緒に握る ・ 登山道・植生等を配慮して使う ・ 斜面に対応して長さを調節		・ 傾斜角度に対応した歩行 ・ 膝、足首を効果的に使う ・ 安定した姿勢と重力線が一致 ・ ストラップの握り方 ・ ストラップに頼り過ぎない ・ バランスの補助として効果的に使用 ・ 推進力として使用 ・ 登山道・植生等に配慮して使用	

準備運動 パーティー行動 (20 点)	*ウォーキングアップ ・筋、内臓の働きを活発にし、酸素摂取量や血行促進 ・リラックスと柔軟性を促す *ストレッチ *クールダウン *ウェアリング調整 ・歩き始めて 15 分～20 分程度で身体が温まったらウェアリング調整を行うと良い ・休憩の都度、まめにウェアリング調整を行わせる *パーティーのオーダーと隊列	・登山以前の体調管理 ・登山前後のストレッチとクールダウンに留意	
多様な登山道の歩行 (20 点)	*段差の登り ・手懸りはバランスの保持とする ・歩幅は小さく段差直近から *段差の下り ・歩幅を小さく段下直近に安定した足場を確認して体重移動 ・姿勢は斜面に鉛直 ・高い段差では後ろ向きや 3 点支点が効果的 *岩場 ・安定する形の靴底を置く。手で岩をつかみバランスをとる。 *ガレ場。ザレ場 ・浮き石の中でも、なるべく真上から靴底全体で静かに荷重を掛ける ・表面の苔が剥げたり、摩耗した岩は踏まれている *鎖場 ・鎖に全体重を預けない ・鎖の動きがバランスを崩すこと留意 ・固定された支点間は一人 ・横方向の鎖は中間部が弛む *梯子 ・ステップに靴の土踏まずに水平に置くと安定 ・手は縦棒でなくステップを握る ・一人ずつ登降	・スタティックな伸展反射は筋腱障害を予防 ・必要部位をストレッチ ・反動をつけずゆっくり行う ・身体の柔軟性に合わせる ・自然な呼吸で行う ・対象部位を意識して行う ・登山の行動中、パーティー行動のマナーについても注意を促す ・小さな段差を選択 ・歩幅を小さく移動 ・大きな衝撃は膝・腰関節を痛める ・小さな段差を選択 ・安定した姿勢を保ち、腰・膝・足 ・足首の柔軟性を活用 ・体重移動と重心移動の違い ・爪先で蹴らない ・三点確保も教える *設置物の種類、固定状況等の安全性を確認 ・鎖は補助手段とし、岩場のホールドを使用して 3 点支持の動作 ・固定された支点間に複数で過重を掛けない ・ステップを踏む位置と握る位置 ・ステップを握って登降 ・登りと下りの順番とペース	

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
テント泊 (60 点)	*幕営地の条件 ・幕営指定地である ・浸水、増水、落石の危険がない ・強風が吹き抜けない ・平坦で凹凸がない ・緊急時を考慮に設営 *設営作業 ・幕営地利用の手続き ・身体保温と防雨対策 ・テントの組み立て ・出入口方向、雨、強風対策 *生活 ・荷物の整頓と管理 ・テント内は換気に注意 ・炊事の湯気、気温差、呼気により結露 ・危急時対応して就寝 ・ゴミの持ち帰り *撤収 ・基本的に設営と逆手順 ・清掃とパッキング		・指定場所の確認 ・適地の選定 ・作業手順と分担、設営時間 ・スペースの整地、入口と風向き ・本体やフライシートの張り方 ・張り綱やペグの固定 ・換気に留意 ・飲料水の調達と水分補給 ・燃料、食料計画 ・幕営地の規則を遵守 ・たたみ方とパッキング ・現状復帰	
炊事 (40 点)	*共同食と行動食、予備食 *季節による食料の腐敗や凍結について留意すること *炊事 ・炊事用具 ・安全性への留意 ・炊飯（軽量化に留意したメニュー）		・飲料水の登山で失われる水分と補給 ・夏季のスポーツドリンクの有用性 ・フリーズドライ食品の利用	

3. 悪場の通過

20 点

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
岩場での行動 (40 点)	* 用具の知識 ・クライミングロープ ・カラビナ ・スリング ・補助ロープ ・靴：登山靴・軽登山靴 スニーカー 等夫々の材質・性能の違い * 基本 ・ルートファンディング ・ホールドの安全確認を行う ・3点支持の動作 ・腕力より脚力で登る * ホールド ・ハンドホールド・フットホールド - フリクション ・岩に身体が張り付くと、ホールドの確認が難しい * 岩場の登高 ・ハンドホールドは肩から下 ・フットホールドは腰の位置を下げ てから足場を求める * 岩場の横断 ・両足の交差や踏み替えは行わない		・用具の使用方法 ・環付を含めたものを必要数所持 ・必要な長さのテープやロープス リングを所持 ・登山に適した靴の着用 ・ホールドの安全確認 ・3点支持の動作 ・腕力と脚力のバランス ・フリクションの使い方 ・ホールドの位置と使い方 ・ハンドホールド使用の位置 ・フットホールド使用の位置 ・足の交差移動と踏み替え ・確実な体重移動	
ロープの結び方 (30 点)	* ロープの結び方 ・結び易く解き易い・強度が高い ・結び方：5種類以上 オーバーハンドノット（本結び） フィギュアエイトノット ダブルフィッシャーマンノット プルージック マッシャー ・結び目のバックアップ、末端処理 ・簡易ハーネス		・結び目の確認 ・目的の結び方を選択する ・ロープ同士の結び ・ロープ単位の結び ・簡易ハーネスの作り方	

フィックスド ロープ (30 点)	＊目的 ・危険個所の安全通過のため ・リスク回避の補助手段 ＊支点の設定 ・確保の為の支点と固定支点 ・必要に応じて中間にランニング支点を設定 ・開始支点・終了支点到ロープを固定 ＊使用方法 ・ロープを全面的に頼らない ・支点と支点間に複数の人が行動しない ＊カラビナで通過する方法 ・トラバースの際に用いられる ・ロープにカラビナを通して移動 ・スリングにカラビナを 2 枚セットし 中間支点では 1 つ目のカラビナを 支点の先に掛けてから外す		
----------------------------------	--	--	--

- ・ 支点へのロープのセット
 - － 直接セットする方法
 - － スリングを用いる方法
- ・ ロープを張る（弛ませない）
- ・ 中間支点のセット方法
 - － 灌木の場合は根元で

4. 無雪期の遭難対策

20 点

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
事故発生時の 対策 (40 点)	*パーティーの安全性 ・自分ら出来ることの確認 ・セルフレスキュー ・安全地帯への搬出技術 ・伝令書の作成保持		ビバークの心得の例（伝令書に記入） ・まず、落ち着こう ・ビバークを恐れるな ・とにかく、事故者が重大状態なら救助要請を 「山岳遭難ピンチカード」	
通信、連絡方法 など (30 点)	*遭難連絡カードの準備と活用 *救助連絡の伝達方法 - 携帯連絡、無線、手旗信号、万国共通遭難信号、鏡、光 ・ヘリコプターの要請と誘導 ・事故者の救急処置 *スマホ・携帯がつながる ・迷わず 110 番か 119 番 *スマホ・携帯がつかない ・近くに有人施設があるかほかの登山者がいれば救助要請する（「山岳遭難ピンチカード」より）		・事後連絡を決めて、携帯電話の電源を切る（電池の消耗を考慮） ・非常時にはアマチュア無線も有効 ・連絡ルートを決めておく。	
ビバーク (30 点)	ビバーク *ビバーク地の選定 ・風の当たらない場所を探す ・風雨をしのぐ ・ツェルトの利用		・暗くなる前に場所の選定とビバーク準備を終える点の強調 ・ツェルトの利用方法 ・レスキューシート、雨具等	

5. ナビゲーション技術

20 点

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
ナビゲーション 登山道のナビゲーション (20 点)	出発前の予定コースの把握 * 現在位置の同定 ・コンパスの活用 ・コンパスの基本テクニック		・地形概念の把握（尾根筋と沢筋、予定登山コース）	
地形図を読む (50 点)	* 地形図を読む * 航法（徒歩ナビ） ・方角確認・整置 * 山座同定		・地形図とガイド図の違い ・地図の西偏、磁北線 ・地形図と西偏角度の確認 ・地図記号	
GPS・高度計の活用 (20 点)	・GPS・高度計活用の利点と注意点		・GPS・高度計使用の注意点 ・スマートホンで GPS として使用する場合の注意点	
道迷いを防ぐには (10 点)	・道迷いしたら 来た道に戻る（自分がいる地点が分かる所まで） 登山道に戻る（道間違いの修正） ・沢筋は下らない		「ビバーク」項目の内容との関連性	

VI. 積雪期の登山技術

1. 積雪期の登山用具

20 点

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
山靴 (30 点)	*登山靴 ・雪山に求められている条件 保温性、耐久性、放水性 プラスチック、皮革登山靴			
ピッケル (20 点)	*ピッケル(アイスクラックス) ・用途 登攀、バランスの保持(補助)、 確保支点、カティング、滑落停止、 耐風姿勢 ・所持方法 プロテクター、ザック装着方法 ・各部の名称 ピック、アッズ(ブレード)、シャフト、スパイク(スピッツェ)、ヘッド・バンド(ショルダー、リスト)		・ベントの説明 ・タイプ1 (B: ベーシック) ・タイプ2 (T: テクニカル)	
アイゼン (20 点)	*アイゼン(クランポン) ・用途 (縦走用、氷壁用。ミックス用) 硬雪・氷結時の安全確保 ・使用方法 締め方、セパレートタイプ、固定バンド、ツアッケ、リング、ジョイント		・アイゼンの着用の配慮 ・靴に合ったアイゼンを使用 ※事前に合わせる ・バンドの末端処理(左右確認) ・手袋の着用 ・迅速、確実な着用(締め方) ・所持方法	
ウェア (30 点)	*ウェアの種類 ・アンダーウェア: ウールや高機素材の下着 ・ミドルウェア: 保温性、発汗時の吸収性に優れたもの ・アウターウェア: ウインドヤッケ(防水、通気性布地、テックス等) ・時期や状況に応じたウェアの着用 *ロングスパッツ ・日本の雪山では必須 ・インナーグローブ +オーバーグローブ ・キャップとバラクラバ *トレッキングポール(ストック) ・スノーバスケットを使用する *ゴーグル・サングラス		・下着の着替えの持参 ・予備のグローブ	

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	
A) アイゼン (クランポン) なし 雪上歩行の基本 (20 点)	*歩行動作の基本 ・重心は軸足の鉛直上 ・傾斜度に対して靴先を逆ハ字に開く *ピッケルの持ち方 ・ヘッドを拳で包むように握る ・ピックを山側に向けて利き手で持つ *雪質よる足の置き方 ・軟雪、硬雪、(置き足かキックステップ)		・斜登下降とトラバース ・軸足を重心に移す姿勢 ・傾斜度に対応した歩行 ・積極的にバランスの補助、確保 支点として効果的に活用	
直登下降 (10 点)	*歩幅と体重の移動 ・鉛直姿勢で安定したバランス *傾斜度が増す足の置き方 ・逆ハの字かキックステップ *原則的な足の置き方 ・山足(進行方向に真直ぐ)、 谷足(谷側へ開く)		・歩幅と姿勢 ・ピッケルの効果的な利用の仕方 ・足の運び方と速度 ・傾斜度に対応した足の運び方 ・歩幅と姿勢	
斜登下降と トラバース (10 点)	*方向転換の足の置き方 ・足の踏み変え位置と方法 ・ピッケルによる踏み込みの違い ・ステップの深さと歩幅		・進行方向に対する足の置き方と姿勢 ・ピッケルの効果的な利用の仕方 ・足の運び方と速度	
キックステップ (10 点)	*必要性 ・雪質による踏み込みの違い ・ステップの深さと歩幅 *蹴り込み方法と姿勢 ・ピッケルの持ち方 ・バランス補助 *下降時の体重と足首の利用 ・鉛直姿勢と膝の使い方		・体重の利用の仕方と姿勢 ・膝や足首の使い方 ・傾斜に応じた足の運び方 ・雪面へキック時のバランス	

B)アイゼン (クランポン) あり 歩行の基本 (10 点)	*アイゼンの着脱 ・着脱の時期と場所 危険のない場所 ・着脱の方法 傾斜に向って行う *アイゼンの歩行の原則 ・フラットフットイング ・ひきずらない ・雪質や傾斜に応じてフロントの利用 *ピッケルの持ち方 ・ヘッドを拳で包むように握る ・ピックを山側に向け利き手で持つ		
直登下降 (10 点)	*雪質による足の置き方 ・傾斜によりフロント使用 ・ピッケルをバランスの補助 *傾斜度が増す足の置き方 ・逆ハの字 ・傾斜下降への切替え ・バランス保持からダカーポジションの切替え ・歩行困難になったらステップカッティング ・急傾斜時は傾斜に向いて下降	・着脱時期 ・着脱方法 ・靴底に付いた雪の除去 ・バンドの長さ ・手早く間違いの無い装着 ・雪面に対してフラットな歩行 ・歩幅と姿勢 ・ピッケルの効果的な利用の仕方 ・足の運び方と速度 ・傾斜度に対応した足の運び方 ・雪面へのキック時のバランス ・膝や足首の使い方	
傾斜登下降 (10 点)	*足の向きと置き方 ・進行方向の確認 ・山足：進行方向 ・谷足：やや谷向き ・硬雪：フラット ・軟雪：谷足踵で踏込み(下降時) *方向転換時の足の運び方、置き方 ・足首、膝の屈伸でピッケルを効果的に使用 ・ピッケルを方向転換の支点 ・歩行困難になったらステップカッティング	・足の向きと置き方 ・足の運び方と速度 ・雪面キック時のバランスと姿勢 ・傾斜度に対応した足の運び方 ・膝や足首の使い方 ・ピッケルの効果的な利用の仕方	

トラバース (10 点) カッティング (10 点)	＊足の向きと置き方 ・進行方向の確認 ・山足：進行方向 ・谷足：やや谷向き ・軟雪：積極的に蹴り込む ・硬雪：フラット ＊目的 ・斜面でのホールドや足場、ザック置き場の確保として使う ・ピッケルシャフトの握りとバンドの調整 ・ピックとアズ(ブレード)の使い分け ・振り方とバランス	・足の向きと置き方 ・ピッケルの効果的な利用の仕方 ・足の運び方と速度 ・膝や足首の使い方 ・傾斜度に対応した足の運び方 ・雪面キック時のバランスと姿勢 ・振り方 ・登り、下降時とも動作	
--	---	---	--

3. 積雪期の登山技術

30 点

中 項 目	小 項 目	点	実 技	点
	指 導 法			
ルート選定 (30 点)	*雪崩の発生地点、流れるコースを避ける *雪崩地形を見抜く		・過去に雪崩が発生した情報を調べる ・雪崩の種類（表層と全層）、雪代 ・積雪量には注意	
耐風姿勢 (30 点)	*基本姿勢（正三角形） ・突風に対する方法 ・ピッケルを用いた3点支持 ・どのような体勢からでも、姿勢に入る時期と敏速な動作 ・常に傾斜に向う		・ピッケルの打ち込み位置 ・足の使い方 (アイゼン無し、アイゼン使用)	
滑落停止 (40 点)	*ピッケルの使用時の方法 ・滑落初期時に動作に入る技術の習得 ・ピッケルの持ち方と打込み姿勢 ・滑落時のアイゼンの危険性と足先の上げ方 ・停止後は足場を安定させ立ち上がる *ピッケルなしの方法 ・雪面がクラスと状態では致命的 ・全身摩擦抵抗と靴のエッジング ・腕で雪の抱え込みと開脚姿勢によるスピード制動		・初期対応 ・反転動作と体重の掛け方 ・足の動作 ・停止後立ち上がりの動作	

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
緊急避難の判断 (40 点)	* 状況判断と時機 ・ 体力、疲労度など考慮して明るうちに、早めの決断 * 場所の決定 ・ 雪、雨、風等の影響が少なく、雪崩や落石等のない場所 * 不時露営(フォーストビバーク) ・ テント、ツェルト、雪洞、山小屋 自然の地物等 * 脱出の時機 ・ 天候の回復、雪崩の危険性などを見極めて行動を再開		・ 雪、雨、風等の気象環境の影響が少なく、雪崩や落石等の危険の恐れを避けた場所 ・ 自然の地物を効果的に選択 ・ 装備の確認と用具の最大活用し迅速にシェルター構築	
緊急避難時の対応 (40 点)	* 防水、保温と濡れ対策 * 食料、水、燃料の管理 * 健康管理 * 凍傷や低体温症の危険 * リラクゼーション * 判断 ・ 自然条件からの判断 観天望気、気象情報、積雪状況 風雪状況、気圧気温状況 ・ 登山者条件からの判断 体力、技術、経験、リーダーシップとパートナーシップ		・ 外気や雪面からの冷気を遮断 ・ ザック、マット、衣類、シュラフカバーやザックの効果的な利用法 ・ 装備等の濡れを防ぐためザックや収納袋の利用方法 ・ 生活条件の悪化に対する保温、水分や栄養の補給	
危急に陥らない 対策 (20 点)	* テントや雪洞の利用 ・ 標識、防風対策、雪崩等に配慮 * ビバークトレーニング フォーカストビバーク(計画露営)とフォーストビバーク(不時露営) ・ ビーコン・プループ・ショベルの使用目的と方法		・ 条件と手順への慣れ	

公認山岳コーチ検定基準（コーチ2）

I 実施要項

1. 資格名称 公認山岳コーチ2
2. 養成目的 地域・スポーツクラブ・学校登山部等の中心的指導者として事業計画の企画立案運営するとともに、年齢経験及び技術レベルに応じた指導等を行い、自治体・自治体々協または、岳連（協会）及び傘下の山岳団体が主催するイベントの企画立案運営を行う。
3. 役 割 都道府県レベルでの登山全体の普及に努める。本州 3,000m級山岳地帯において積雪期登山のリーダー候補者に指導が出来ること。国民体育大会の選手指導および監督を担う。
4. 受講条件
 - 1 受講年度の4月1日現在満 25 歳以上で、加盟団体・地域スポーツクラブ等において登山の指導にあたっている者、またこれから指導者になろうとする者。
 - 2 日本スポーツ協会(以下 JSPO)所定の共通科目Ⅱを修了あるいは修了予定の者。
 - 3 無雪期の登山経験が5年以上あること。
 - 4 12月から3月までの 3,000m以上の積雪期登山経験が3年以上あること。
 - 5 無雪期にルートグレード4級以上の岩場をリードできること。
 - 6 都道府県山岳連盟（協会）に所属し、同連盟（協会）が認めた者以外は養成講習会の受講及び資格の取得・登録は出来ない。
 - 7 コーチングアシスタントの資格は共通Ⅰの受講に該当する。
5. カリキュラム 共通科目Ⅱ：135時間
専門科目Ⅱ：日本山岳・スポーツクライミング協会（以下 JMSCA）が定める講習は40時間以上とし、検定評価及び論文記述の時間は含まれていない。
6. 養成講習会の実施方法
 - 1 カリキュラムに基づき都道府県山岳連盟（協会）を主管として集合講習自宅学習（レポート、実績）により実施する。実施するにあたって JMSCA に実施申請書を提出し、実施委託を受けた上で都道府県体育協会の（別途定める申請書を提出）承認を得て実施する。
 - 2 JMSCA 主管での実施は、登攀技術研修会及び氷雪技術研修会で併催され、それぞれ参加して単位を取得する。申請時に課題の解答を添付する。
7. 検定会の実施方法 JMSCA 指導委員会が作成した養成講習会指導要領及び検定基準に基づき、主任検定員1名を含む複数の検定員で実施する。
8. 判定方法 合格・保留の判定は、申請された検定会得点表及び山歴書に基づき、JMSCA 指導委員会が別に定める審査基準により決定する。
9. 受講にかかる経費（受講料） 共通科目：17,600 円（税込）+ 別途リファレンスブック代 ※2024 年
専門科目：実施団体が定める（委託開催の場合の都道府県体協納入分）
養成講習会受講料：都道府県山岳連盟（協会）が定める。
10. 登録料（4年間） 12,000 円+α（各都道府県連盟（協会）により 1,000 から 4,000 円程度）（初回登録時のみプラス 3,300 円）
11. 更新登録のための 資格有効期限の6か月前までに、最低1回は、JMSCA が定める更新研修会または JSPO（都道府県体協が実施する（認める）研修を含む）が実施する研修会を受講しなければならない。但し、研修会の場合は参加者及び講師、講習会（指導者養成講習会講師は対象外）の場合は講師のみがポイントを得る。
12. 担当委員会 JMSCA 指導委員会とする。

II 実施内容

1. 基礎理論講習

カリキュラム内容		集合時間	そ の	計
科目名	科目内容	単位時間		
(1) 登山医学、 気象、読図	健康管理、救急法、地形図と読図、 気象と天気図等	1 時間	2 時 間	3 時間
(2) 登山計画、 生活技術	登山計画書、生活技術等	0 時間	1 時 間	1 時間
(3) 登攀技術	確保技術、	1 時間	1 時 間	2 時間
(4) 積雪期の登山 技術	歩行を中心に（歩行・滑落停止・隔時登攀の 基本的理論等）	2 時間	0 時 間	2 時間
(5) 遭難対策	危機の回避、事故発生時の対応などセルフレスキュー	1 時間	0 時 間	1 時間
(6) リーダーの法的 責任・指導者制度役割	リーダーの法的責任 指導者制度、指導者の役割、	1 時間	0 時 間	1 時間
合 計		6 時間	4 時	10 時間

2. 実技・指導法講習（上級指導員受講者は、指導員の受講内容を習得していることを前提とする）

カリキュラム内容		集合時間	その他	計
科目名	科目内容	単位時間		
(1) 登攀用具	ロープ、ハーネス、ビレイデバイス等	1 時間	1 時間	2 時間
(2) 隔時登攀	トップの確保、登攀、ランニングビレイ、 カラビナの掛け方、後続者の確保、ロープの取り扱い	2 時間	2 時間	4 時間
(3) 制動確保	要点、アンカー、体勢、動作と要領、初期制動 ロープ操作上の注意、自己脱出	1 時間	2 時間	3 時間
(4) 懸垂下降	要点、下降準備、下降動作、着地とロープの回収	1 時間	2 時間	3 時間
(5) 岩場のセルフレスキュー	要点、事故発生時の対応、救助用装備の種類と使用 法、収容・搬出、搬出法	2 時間	2 時間	4 時間
(6) 氷雪用具	アイゼン、ピッケル、スノーピケット、ビーコン等	1 時間	1 時間	2 時間
(7) 雪上歩行	斜面の直登下降、斜め登下降とトラバース、 キックステップ	1 時間	1 時間	2 時間
(8) 滑落停止 耐風姿勢	要点、姿勢、停止対応、停止後の処置、 ステップ・カッティング、耐風姿勢	1 時間	1 時間	2 時間
(9) 積雪期の 隔時登攀	要点、トップの確保、後続者の確保、初期制動、 スタンディングアックスビレイ（SAB）	3 時間	2 時間	5 時間
(10) 雪山のセルフレスキュー	雪崩対策、捜索、収容、搬出 ビーコン・プローブ・ショベルの使用法	1 時間	2 時間	3 時間
合 計		14 時間	16 時間	30 時間
総 合 計		20 時間	20 時間	40 時間

* 検定試験（実技、指導法、理論、論文）は単位時間外とする。

* 地域特性によりカリキュラム内容に+α（必須）として追加ができる。例：山スキー

Ⅲ 検定評価の方法

1. 概要

検定評価は各検定項目について、指導法（知識）と実技について行う。特に指導法では、手順、要項を簡潔に説明できることが重要で、設問に対しての解答であってはならないし誘導によって解答を引き出してはいけない。

実技は要点を強調し、正しい用語で説明して、実際に行動し演技を示さねばならない。以上を5段階に評価する。

5＝指導法、実技ともに指導員として非常に優れている

4＝指導法、実技ともに指導員として適格である

3＝指導法、実技ともに指導員として不足している

2＝指導法、実技ともに指導できる域に達していない

1＝指導法、実技ともに指導員として適正がない

検定基準では、上記5段階の評価ができるように各検定項目の配点を考えて、得点は5が80%以上、4が60～79点、3が40～59点、2が20～39点、1が19点以下になるように配点した。中間裁量で0.5点の評価をしても良い。

2. 科目別評価

岩登り技術、氷雪技術、学科（基礎理論、論文）を設定し次の方法により評価を行う。

(1) 岩登り技術	100 点
指導法	50 点
実 技	50 点
(2) 氷雪技術	100 点
指導法	50 点
実 技	50 点
(3) 学科	100 点
基礎理論	50 点
論 文	50 点

合格点は、1科目60点以上3科目合計が180点以上であり、小項目においても60%未満がないこと

3. 項目別評価

(1) 各項目別に100点を配点した。

指導法	50 点
実 技	50 点

(2) 評価は小項目毎に減点法を行う。

(3) 各小項目の得点合計に各大項目の配分値を掛けて大項目の得点とする。

$$\text{実質得点算出式} = \frac{(\text{小項目の得点}) \times (\text{大項目の配転})}{100}$$

(4) 大項目の配転は次による。

(A) 登攀技術

①登攀用具	10 点
②隔時登攀	30 点
③制動確保	20 点
④懸垂下降	20 点
⑤岩場のセルフレスキュー	20 点

(B) 氷雪技術

①氷雪用具	10 点
②雪上歩行	20 点
③滑落停止・耐風姿勢	20 点
④ 隔時登攀	30 点
⑤ 雪山のセルフレスキュー	20 点

4. 評価（見方）について

- (1) 実技、指導法の検定に当たり、各小項目毎にチェックするのは大変と思われるので、各自効果的に行った方がよい。例えば、実技で1つの動作が終わるまで見て不適合（不完全）な項目をチェックすれば減点項目になる。
- (2) 小項目の点は、大項目の比率で、実際には非常に少ない点数であるから思い切って減点しないと最高得点になる。原則として少しでも悪いと見受けられた項目は全点を減点するように配点されるので注意して頂きたい。
- (3) 検定に当たり、各検定員の見方を統一するに配慮して頂きたい。また、複数の検定員による同一項目を同一視点での評価が望ましい。

5. 運用するための留意事項

- (1) 養成講習会の受講を前提として検定項目を作成しているので、数値的・客観的に評価しにくい項目や指導法（知識）として重要でありながら実技では評価できない項目も存在する。養成講習会の内容とオーバーラップして習熟度、理解度および達成度を評価して頂きたい。
- (2) 実技項目が記入されているものは必ず実施して貰いたい。指導法だけ・指導法と実技の並記は、時間的・環境的に不可能な場合は机上講習やレポートや指導法検定会で補って全ての項目を実施する。
- (3) 養成講習会の講義や技術・指導法をした内容から検定を行うことが望ましい。
- (4) 検定評価記入用紙は、運営し易い様式で作成してもよい。理論決定については、課題・問題・解答を必ず添付し、所定の検定会得点表に記入して申請する。
- (5) 地域特性（参考科目：各岳連(協会)任意）で実施した項目は、別途提出する。

Ⅳ 山岳コーチⅡ検定の基礎理論講習

検定得点:基礎理論 50 点

カリキュラム内容			
科 目 名	科 目 内 容	時間	詳細項目
(1)登山医学、読図、 気象、	健康管理、救急法、地形図と読図、 気象と天気図等	1	医学、登山中の病気・けがとその対策、救急法、エネルギーの補給 ナビゲーションと読図、気象知識の必要性、日本の気象とその特徴など
(2)登山計画、生活技術	登山計画書、生活技術等	0	登山計画書（記載内容、提出先、提出方法等）の必要性和留意点など
(3)登攀技術	確保理論	1	岩登りの基礎、確保理論、登攀技術、下降技術等
(4)積雪期の登山	(歩行を中心に) (歩行・滑落停止・隔時登攀の基本的理論など)	2	積雪期登山の基本、歩行技術、確保技術、危険性と対策、生活技術、荒天対策等
(5)遭難対策	危険の回避、事故発生時の対応などセルフレスキュー	1	山岳遭難の基本的問題、対策(通信手段、遭難連絡カード等)、セルフレスキュー(用具・技術等)、搬出法等
(6)リーダーの法的責任 指導者制度、 指導者の役割	リーダーの法的責任 指導員制度、指導者の役割	1	JMSCA の山岳コーチⅡ制度、登山の知識や実技を指導する役割。登山と法律など。
合 計		6	

* 「詳細項目例」の参考資料は「山岳指導者指導要項」より。

V 登 攀 技 術

I 登攀用具

10 点

- (1) クライミングロープの結び方 3 種類以上について名称と用途、特徴について説明を求める。
 (2) 実際に 3 種類以上の結びと手順、要点の説明を求める。
 (3) ハーネスの種類に応じた着装。

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
◎ロープの結び方	◎ 3 種類以上（用途、特徴）の説明 （ロープの結索及びスリングの作成、直接体に結ぶ場合、ハーネスへの結索）		◎ 3 種類以上 （指導法に応じて） ○結び動作及び説明 ・ 手順の分解 ・ 不慣れ ・ 雑 ・ 末端処理 ・ ゆるみ止め	
登り方による ロープの選び方	○シングルロープ ○ダブルロープ ○ツインロープ		◎種類の応じた使用 ロープの結索	
ハーネス	○種類と用途 ◎使用上の注意 ・ 着装方法 ◎ロープの結索			

2. 隔時登攀

30 点

- (1) 15～20mの登攀で途中1個所以上のランニングビレイを設置する。
 (2) 確保はトップの確保、後続車の確保とする。
 (3) 中間登攀者は途中のランニングビレイのロープの掛け替えをする。

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
トップの確保	◎原則として制動確保 ◎アンカーの効用と目的 ・方向、張り具合、強度 ・確保姿勢のくずれ防止、自己確保 ・アンカー（地物、器具） ○確保の場所・方法、確保支点の設置 ○確保の方法 （肩・腰確保。器具） ○確保用器具の使用 ○制動ロープの処理、残り長さの確認 ○ロープの操作 ・くり出し動作と張り具合 ○手袋の着用の必要性		◎アンカー ・方向 ・張り ・強度 ・確保支点の設置 ○確保の場所 ○確保位置と確保の方法 ○確保の体制 （足場、腰、状態） ○確保動作 ○制動ロープの処理、長さ ・張り ・不慣れ ・誤り ・雑 ○合図、連携 ○手袋の着用	
中 項 目	小 項 目			

	指 導 法	点	実 技	点
登 攀	○ルートファンディングの必要性 ◎三点支持（確保）の必要性 ○ハンドホールドの説明 ○フットホールドの説明 ○フリクションの説明 ○フットホールド、ハンドホールドの理想的な位置と選び方 ◎良い姿勢と悪い姿勢の説明 ○重心の移動と登り方 腕力より脚力で登る ○ホールドの安全確認 ○登攀中のロープの処理 ○目的、効果、間隔 ○落下係数 ○ランニングビレイを設置する時機（余裕のあるうちにとる。行き詰まってからでは危険が伴う） ○ハーケンの種類 縦型、横型、縦横兼用 ○リスの説明 ○リスと用いるハーケンの関係 打ち込む角度 打ち込む深さ 効きの確認 ○ハンマーの振り方 バランスを崩さないように ひじで振るようにする ○ボルト ○カムデバイス、ナッツ、チョックの説明と効果		◎三点支持（確保）動作 ○姿勢 ○ホールドの位置 ○登り方（腕力、脚力） ○バランス ○リズム ○ホールドの安全確認 ○ロープ操作時のロープに対する配慮 ○合図、連携 ○間隔、取り方、器具 ○ハーケンの所持方法 ○リスに合ったハーケンの使用 ○ハーケンの打ち込み角度 ○打ち込みの深さと効き目の確認 ○ハンマーの振り方	
ランニングビレイ				
中 項 目	小 項 目			

	指 導 法	点	実 技	点
ロープ掛け方	◎カラビナの正しい掛け方（方向） ◎カラビナに掛けるロープの正しい通し方 ○カラビナが回せない場合又はロープの流れが悪くなる時の処理（スリングの使用）		○カラビナの掛け方 ◎ロープの通し方 ○スリングの使用	
後続者の確保	◎確保の場所と方法 ○確保の姿勢について ◎原則として固定確保 ○固定確保の要領と要点 ロープを流さず直ちに止める、何時もロープを軽く張っている ○アンカーの必要性 先行者の確保に同じ ○ロープ整理		◎アンカー ・方向 ・張り ・強度 ○確保支点の取り方 ○確保の場所（位置） ○確保場所と確保の方法 ○確保の姿勢 （足場、腰、状態） ○確保の体勢 ○ロープの処理 ◎ロープの操作 ・張り ・不慣れ ・誤り ・雑	
ロープの取り扱い	○ロープの取り扱い ・キンク ・踏みつけ ・引きずり ・岩角に対する配慮		○ロープの取り扱い ・キンク ・踏みつけ ・引きずり ・岩角に対する配慮	

3. 制動確保

20 点

(1) 重量 50～60Kg のものを 2～4m 落下させて止める。

(2) 確保はトップを確保する要領で行う。

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
要 点	◎確保の種類 直接確保、間接確保 ○確保方法 制動確保、固定確保 (腰、肩、器具) ○制動確保の目的と必要性 ・強烈な落下衝撃負荷を 軽減させる ・墜落者と確保者の損傷の防止、 ロープ及び支点の保護			
アンカー	別項目で扱うので省略 (隔時登攀の項参照)		◎アンカーの取り方 ・方向 ・張り ・強度	
体 勢	○確保の場所(位置)と確保 の方法について (肩、腰、器具の利用) ○確保方法に応じたロープの 操作 ◎確保の方向と正しい体勢に ついて(足場、支点、上体) ○手袋の必要性について		◎確保の場所と確保の種類が 適しているか ◎体勢 (足場、支点、上体) ○服装(袖、襟) ◎確保の方法に適した身体及 び、器具へのロープの 掛け方 ◎手袋の使用	

アンカー……確保者の自己確保

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
動作と要領	◎制動力は握力ではなく身体や器具とロープの摩擦による ○初期制動の掛け方 ○制動の掛け方		○制動方法、身体及び器具とロープの摩擦利用 ◎制動結果 ・制動距離が長い ・体勢の変化 ・失敗	
ロープ操作上の注意	○キンクさせないこと ◎確保用のロープがスムーズに出るように整理する ○確保用ロープの残りの確認 ○登攀用ロープの破断防止に対する配慮 ◎必要性 ○準備 ○手順		◎制動側ロープの配慮 ・長さ ・整理 ○器具使用の正確さ ○準備 ○手順	

4. 懸垂下降

20 点

(1) 15m～20mの壁でロープを使用して懸垂下降する。支点作成、下降動作、ロープの回収

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
要 点	◎岩場を下降する、速く安全度の高い下降方法である。 ◎トラバースルート、オーバーハングを通過後は元の所に戻れないこともある ◎器具とその正しい使用方法		○ロープの扱い ・キンク ・踏みつけ ・引きずり	
下降準備	◎下降時バックアップ ○自己確保を行う ◎所持しているロープで目標地点に下降できるかの判断 ○支点の選定、位置、地物の利用、ハーケン、ボルト、その他 ◎支点の安全性確認（強度、方向） ◎支持力を高めるために、支点は2ヶ所以上で取る ○地物利用の時は岩角やクラック等の処理をする（当て布） ○ロープの末端を結ぶ（ダブルの時） ○ロープ投下時の下方確認と合図 ◎下降目標地点にロープ到達の確認 ◎ロープ回収の可否確認 ○ロープを損傷させる有無の確認と処置（当て布など） ○下降方法 下降用器具の使用		◎器具とその正しい使用方法 ◎下降時のバックアップ ○自己確保 ◎支点の決定 ・強度 ・位置 ◎安全の確認 ○ロープ損傷に対する配慮処置 ○ロープの末端処理 ○ロープ投下時の下方確認と合図 ○ロープ投下の上手、下手 ◎下降目標地点にロープ到達の確認 ○ロープ回収の可否確認 ○下降方法にあったロープの使用 ◎下降用器具の正しい使い方	

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
下降動作	○それぞれの下降方法の注意			
	○ロープを正確に付ける			
下降動作	○制動用ロープを握る位置			
	○自己確保を外す時機			
下降動作	○下降開始時は慎重にする		○下降開始時の動作、雑	
	○下降開始後はロープ信頼する		◎下降動作 (断続的なショック)	
下降動作	○方法を確認して静かに下降する		○下降方向の確認	
	○下降速度の調整はロープ操作で 摩擦力を加減する、握力のみで 行わない		○足の移動	
下降動作	◎衝撃的な力を掛けない		○姿勢	
	◎制動用ロープは絶対に 離さない		○制動の掛け方、握力、摩擦	
着地とロープの回収	◎着地の際ロープの収縮を考慮		○ロープのねじれに対する 配慮	
	○落下ロープを考えて回収する 場所を決定する		○全体的に不慣れ	
着地とロープの回収	○合図の必要性		◎ロープの収縮に配慮した 着地	
	○回収を始めたらず途中で止めず 連続的にロープを引く		○回収の方法	
			○ロープの格納 (まとめ方など)	

5. 岩場のセルフレスキュー

20 点

(1) 登攀中にパートナーが事故にあった想定のもと、自らのセルフレスキューを行う。

(2) 事故者の吊り上げ、吊り下げを行う。

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
要 点	◎当事者（自己・パーティー）が自力で判断・対応できる知識・技術			
事故発生時の対応	◎留意点 自己・パーティーの安全確保と救助可能性判断			
	◎状況把握 ・ 事故・現場の状況判断 ・ 自己・パーティーの対応能力（力量、装備等）			
救助用装備の種類と使用法	○救助方法の検討 自己救助、救助要請			
	○救助作業の実施 現場の状況に応じて対応（捜索、応急処置、収容、搬出）			
	○種類 ロープ、ハーネス、スリング カラビナ、ハーケン、補助ロープ、救助用具			
	◎救助用ロープの使用法 ○用途 確保、懸垂下降、仮・本固定、簡易ハーネス作成			
	○結び方の種類 スリング及びの結索 仮・本固定の方法			
	◎支点の設置 ・ 設置の必要性 ・ 種類、設置方法、留意点			
	○ローアリング（吊り下げ） ・ 人手、制動用器具、その他 ・ バックアップの必要性			

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
搬送法	◎レイジング（吊り上げ） ・ 人手 ・ システム（1/1・1/2・1/3 等）の仕組みと長所・短所、必要な器具 ・ バックアップの必要性 ○救助用懸垂下降 ・ 介助懸垂、背負い懸垂の仕組みと長所・短所、必要な器具 ・ バックアップの必要性 ○リード者のレスキュー ・ 確保者の脱出 ・ リード者の救助 ローリング、懸垂下降 ・ リード者の宙吊りからの自己脱出 ○フォロアーのレスキュー ・ 確保者の脱出 ・ フォロアーの救助 プルダウン、プルアップ、懸垂下降 ○徒手搬出の種類と方法 背負い、ヒューマンチェーン法等 ○背負用具の種類と方法 背負子、ザック、ロープ、着衣等 ○担架搬出の種類と方法 担架、シート（ツエルト、テント等）、ロープ ○搬送時の留意点 ・ 保温、安静、励ましなど		◎レイジング（吊り上げ） ・ 1/3 システムの構築・実践 ・ 支点の設置 ・ 器具の理解と使用 ・ スリングの結索 ・ バックアップ（ストッパー） の設置 ・ 引き上げ動作 ○救助用懸垂下降 介助懸垂または背負い懸垂 ・ 支点の確認・設置 ・ 救助用懸垂下降ロープのセット ・ 事故者の確保と下降 ・ バックアップ ○リード者の宙吊りからの自己脱出 ・ 移動動作	

VI 氷 雪 技 術

1. 氷雪用具

10 点

- (1) アイゼンの選び方、バンドの取り付けと締め方、用具としての知識及び基本的な使用法
 (2) ピッケルの選び方、手入れ、各部名称と用途についての知識、基本的使用法

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
アイゼン各部の 名称 用途・種類	○ツアッケ、リング、ジョイント ○縦走用、氷雪用、ミックス用		○靴と合っているか	
アイゼンの選び 方	○目的の冬山にあったもの ○靴にあったもの		○錆びている	
アイゼンの点検 と手入れ	○使用後は必ず点検する ○靴に合わせる工夫をする ○錆びると雪が付着しやすい （スノーシャントの使用） ○ビンディング、ワイヤー		○ツアッケの先が丸い	
アイゼンの締具	○種類 バンド固定 ビンディングシステム、その他 ○バンドの長さを合わせる ○ビンディングの調整 ○点検と手入れ、傷などの点検 ○調整工具を所持する		○バンドの長さ、強度 ○ビンディングの調整 ○予備品の所持 ○固定用部品の劣化点検	
アイゼンの着脱	○締め方（方法、締め具合） ◎アイゼン着脱の時期 ○アイゼン着脱の手順 ◎アイゼン着脱時の注意 場所、所持品の処置、安全 対策 手袋の使用、 斜面と姿勢、風向きと姿勢 （安全、確実、敏速）		○締め方 ◎安全対策 ○確実な装着 ○敏速 ○バンドの末端処理 ○手袋の着用	
アイゼンの所持 方法	○バンドの末端は足の外側で締 める ○プロテクター、ケースの使用		○所持方法	

2. 氷雪歩行

20 点

2. 1 アイゼン無し

(10 点)

(1) アイゼン無しで雪上(斜面)の登下降、トラバースをする。

中 項 目	小 項 目		
	指 導 法	点	実 技
斜面の直登下降	◎原則的な足の置き方 ◎雪質による足の置き方 (軟雪、硬雪) ○歩幅と重心の移動 ○ピッケルによるバランス補助 ○進行方向の確認 ○ピッケルの持ち方 ○姿勢(良い姿勢、悪い姿勢)について		◎足の置き方 ・軟雪歩行 ・硬雪歩行 ○歩幅 ○姿勢 ○ピッケルの効果的利用 ○進行方向の確認と注意 ○バランス、安定性 ○歩行速度
斜面の斜め登下降とトラバース	○目標の設定と進行方向確認 ◎原則的な足の置き方 ◎雪質による足の置き方 ○ピッケルによるバランス補助 ○姿勢について ◎山足、谷足の表現 ◎方向転換の足の運び方		◎進行方向の確認と注意 ◎足の置き方 (軟雪歩行、硬雪歩行) ○歩幅 ○姿勢 ○ピッケルの効果的利用 ○進行方向の確認と注意 ○バランス、安定性 ○歩行速度 ◎足の運び方(足の踏み換え) ・位置 ・方法
キックステップ	○必要性 ○方法 ◎雪質、斜度による足の向き ○姿勢について ○ステップの深さ ○歩幅 ○蹴り込み方法 ○下降時の体重利用 ○下降時の膝、足首の使い方 ○ピッケルの持ち方、 バランス補助		◎蹴り込みの方法 ○荷重方法 ○膝、足首の使い方 ○姿勢 ○歩幅 ○深さ ○雪質、斜度と足の向き ○ピッケルの効果的な 利用の仕方

2. 氷雪歩行

2. 2 アイゼン有り

(10 点)

(1) アイゼン装着による雪上斜面の登下降及び斜め登下降、トラバースをする。

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
アイゼン歩行の 基本	◎雪面に対してフラット ○絶対に引きずらない ○雪質、傾斜により前爪の利用			
登高	◎雪面フラット歩行 ○くるぶしを曲げる ○斜度が強くなってきたら 逆ハの字に足先を開く ○急斜面は斜登高又は横歩きに 切り替える ○急斜面は前爪を蹴り込む ○軟雪 ◎ピッケルをバランスの補助に 利用する ○姿勢について ○歩行困難になったら ステップカッティングする		◎雪面フラット歩行 ○くるぶしの曲げ ○逆ハの字登高 ○斜登、横歩きの切り替え ○前爪の利用 ○軟雪 ◎ピッケルの効果的利用 (カッティング、バランス補助、 その他) ○歩行速度 ○姿勢	
下降	◎雪質による足の置き方 ○膝及び足首の屈伸でバランス 良くリズミカルに下る ○姿勢について ○ピッケルの握り方と利用 ○傾斜により斜下降、後ろ向 き、 横向きに切り替える		◎雪質による足の置き方 ○膝及び足首の屈伸 ○ピッケルの効果的利用 ○歩行速度 ○姿勢	

中 項 目	小 項 目			点
	指 導 法	点	実 技	
斜め登下降	◎進行方向の確認 ○足の向きと置き方（原則として） ・山足…進行方向 ・谷足…斜度に応じた谷向き ・硬雪…フラット ・軟雪…谷足はかかとで踏み込む（下降時） ○足首、膝の屈伸によりアイゼンを効果的に使う ○姿勢について ○ピッケルの効果的利用 ○方向転換の足の運び方、置き方、及びピッケルの効果的利用		◎足の向き ◎足の置き方 ○足首、膝の屈伸 ○姿勢 ○方向転換の足の置き方 ○ピッケルの効果的利用 ○歩行速度	
トラバース	◎進行方向の確認と注意 ○足の向きと置き方（原則として） ・山足…進行方向 ・谷足…斜度に応じた谷向き ・硬雪…フラット ・軟雪…積極的に蹴り込む ○足首、膝の屈伸によりアイゼンを効果的に使う ○ピッケルの効果的利用 ○姿勢について		○進行方向の確認と注意 ○足の向き ◎足の置き方 ○足首及び膝の屈伸 ○ピッケルの効果的利用 ○姿勢 ○歩行速度	

3. 滑落停止・耐風姿勢

20 点

(1) 雪の斜面を滑落し、素早く滑落停止姿勢に入り停止する。ピッケル打ち込み、姿勢、停止後動作

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
滑落停止の要点	◎転倒、スリップと同時に停止動作に入る（初期制動）		◎ピッケルの握り方	
姿勢	◎転倒、スリップの状態による停止方法		○停止した状態で理想的姿勢の表現	
	◎ピッケルの握り方（位置と力の配分）		○ピッケルの握り方	
	○停止した状態で、姿勢、形を覚えさせる		○足の開き	
	○ピッケルを握る位置		○足先の上げ	
	○ピッケルと体の位置関係		◎反転動作	
停止動作	○体重の掛け方		◎ピッケルの打ち込むタイミング	
	○両足を開く理由		◎停止失敗	
	○足の先を上げる理由		○滑落距離が長い	
	◎反転動作とピッケルの打ち込むタイミングについて		○動作不慣れ	
	○ピッケルの打ち込み方法		○足場の確保	
停止後の注意	◎確実に足場を安定させて立ち上がる		◎基本姿勢	
耐風姿勢	◎基本姿勢（ピッケルを用いた三点支点）			
	○耐風姿勢に入る時期		（○初期対応の訓練）	
	◎敏速、正確な動作が必要			
	○どのような行動状態からでも入れる訓練が必要			
	○ピッケルによる身体の支持		○振り方	
ステップ、 カッティング	○必要性		○姿勢、バランス	
	○振り方の説明		○大きさ、深さ	
	○体のバランスを保持する		◎切り方	
	○ピッケルシャフトを握る位置とバンドの長さ調整		○歩幅・リズム	
	○ピック、アッズの使い分け（氷、雪質など）			
	○最小限の回数で有効なホールドをカッティングする		○ピック、アッズの使い分け	
	○大きさ、深さ、歩幅			

4. 隔時登攀

30 点

- (1) 雪の斜面を 10～15m 実際に近い形で登り、その時のロープ操作、及び滑落して確保する。
 (2) 確保はトップの確保、及び後続者の確保を実際に行う。
 (3) 確保の種類は任意とする。

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
要点	◎隔時登攀について ・登攀方法と理由 ・どのような方法で行うか ・制動確保、固定確保について ○アンカー ○ランニングビレイ			
トップの確保	◎確保場所と登攀ルートの設定 ◎必ず制動確保を行う ○雪質、斜度に適した確保方法で行う ○ボディビレイ 肩確保、腰確保の姿勢と足場、アンカーについて ○支点ビレイ 支点の設定 ・地物の利用と安全確認 ・ピッケル、スノーピケット、スノーフルーク、土嚢、アイスハーケン等による方法と注意 ○確保体勢 ○確保支点、確保者とロープの関係 (確保体勢) ◎確保者側ロープの処理と長さの確認 ○行動開始、行動中の合図の必要性和その方法 ○ロープ操作 ・たぐり操作、繰り出し操作 ○制動操作と要点 ○停止後の合図		◎確保場所と登攀ルート ◎確保の方法は雪質、地形、斜度に対し適当か ◎支点の正しい取り方、使い方姿勢、足場 ◎確保者側ロープ、登攀者側ロープの支点との関係 ○ロープ操作 ・くり出し操作 ・確保側ロープの整理 ◎制動結果 ・流し過ぎ ・制動急激 ・姿勢、支点のくずれ ◎失敗 ○全面的に不慣れ	

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
後続者の確保	◎原則として固定確保、状況に応じ 制動確保が必要 ◎ロープ操作 ・登攀側ロープのたぐり動作 ・確保方法と要点 ◎確保側ロープの処理 ・原則として近く整理 ・雪面の状況によっては 斜面に流す		○ロープ操作 ・登攀者側ロープのたぐり動作 ・確保側ロープの処理 ◎確保方法と要点 ・確保失敗 ・動作不慣れ *スタンディングアックスビレイ（SAB）の実習が、氷雪技術を総合的に習得しているかが分かる。	

5. 雪山のセルフレスキュー

20 点

(1) 雪山における雪崩対策の実践

(2) 雪山での自らのパーティーの救助・収容・搬出の実践

中 項 目	小 項 目			
	指 導 法	点	実 技	点
雪 崩 対 策	○種類 表層雪崩（点発生、面発生）、 全層雪崩 ◎メカニズム 弱層（雪質、結晶形）、気象条件、 斜度等 ◎対策、ロートの探り方 ・雪質観察 ・弱層テストの種類 ハンドテスト、コンプレッ ションテスト、スクラムジャン プテスト ・天候、地形判断		○弱層テストの方法(1 種類 以上)	
雪崩捜索・救助	○用具とその説明 ・ビーコン ・プローブ ・ショベル ○捜索方法 ・スカーフ&コール ・ビーコン捜索 （電波誘導法、直角（交）法） ・プローブによる捜索 ◎救助 ・掘り出し、応急処置（保温）等 ・搬送		◎ビーコン捜索 ・器機理解と使用方法 ・効率的な捜索 ○プローブによる捜索 ・効率的な捜索	
収容・搬出	○二次雪崩の対策（予防、避難） ◎雪山での支点設置 ・設置の必要性 ・種類、設置方法、留意点 ○徒手搬送の種類と方法 背負い、ヒューマンチェーン法等 ○背負い搬送の種類と方法 背負子、ザック、ロープ等 ○担架搬送の種類と方法 担架、シート（ツエルト、テント 等）、柴そり ◎搬送時の留意点 ・担架梱包のゆるみ ・保温、安静、励ましなど		◎シート梱包の作成 ○保温（頭部、首、胴部、 足元） ○梱包 ○搬送用ロープのセット	

別添資料

別添 1: 山岳コーチ 1 養成講習会認定申請者 山歴書(記入例)

別添 2: 山岳コーチ 1 養成講習会認定申請者 山歴書

別添 3: 山岳コーチ 2 養成講習会認定申請者 山歴書(記入例)

別添 4: 山岳コーチ 2 養成講習会認定申請者 山歴書履歴書

別添 5: 山岳コーチ 1 検定得点表

別添 6: 山岳コーチ 2 検定得点表

山 岳 コ ー チ 1 認 定 申 請 者 山 歴 書 記 入 例

氏 名 山岳 太郎 印

	夏 山（無雪期）			冬 山（積雪期）			岳連・山岳会等の役員経歴
	山行月日	山名・コース・ルート	役務	山行月日	山名・コース・ルート	役務	
2019年	8/12～16	北アルプス：中房温泉～燕岳～大天井～槍ヶ岳～槍沢～横尾	食糧	3/20～21	八ヶ岳：文三郎尾根～赤岳～地蔵尾根下降	SL	庶務
2020年	8/10～13 8/19	北アルプス：横尾～涸沢～奥穂高岳往復 丹沢水無川本谷遡行	SL	12/30～1/1	南アルプス塩見岳：三伏峠～塩見岳往復	SL	会計
2021年	8/13～16	北アルプス読売新道～赤牛岳～槍ヶ岳縦走～槍沢下山	CL	12/30～1/1	北アルプス五竜岳：遠見尾根～五竜岳往復	CL	会計
2022年	10/4～5 10/19～20	谷川連峰：ナルミズ沢遡行 奥多摩：三峰神社～雲取山～石尾根下山	CL	5/2～5	北アルプス槍ヶ岳：横尾～槍沢～槍ヶ岳往復	CL	指導委員会
2023年	8/12～15	北アルプス：烏帽子岳～穂高岳縦走 ザイセングラート～横尾下山	CL	3/20～21	八ヶ岳：文三郎尾根～赤岳～横岳～赤岳鉱泉	CL	指導委員会

※ 検定会までの夏山（無雪期の登山経験が5年以上）、冬山（11月から5月までの雪山登山経験を3年以上）の経験が判るように記入の事

※ 役務欄には、リーダー経験が3年以上ある事が判るように、L(リーダー)、SL(サブリーダー)を記入の事

※ 山名・コース・ルート欄には、入山地、コース、下山地が判るように記入の事（約10年以内の山歴）

別添 1

山 岳 コ ー チ 1 認 定 申 請 者 山 歴 書

氏名

印

	夏 山 (無 雪 期)			冬 山 (積 雪 期)			岳連・山岳会等の 役員経歴
	山行月日	山名・コース・ルート	役務	山行月日	山名・コース・ルート	役務	
年							
年							
年							
年							
年							
年							
年							

※ 検定会までの夏山（無雪期の登山経験が5年以上）、冬山（11月から5月までの雪山登山経験を3年以上）の経験が判るように記入の事

※ 役務欄には、リーダー経験が3年以上ある事が判るように、L(リーダー)、SL(サブリーダー)を記入の事

※ 山名・コース・ルート欄には、入山地、コース、下山地が判るように記入の事（約10年以内の山歴）

山 岳 コ ー チ 2 認 定 申 請 者 山 歴 書 記 入 例

氏 名 東洋 太郎 印

	夏 山（無雪期）			冬 山（積雪期）			岳連・山岳会等の役員経歴
	山行月日	山名・コース・ルート	役 務	山行月日	山名・コース・ルート	役 務	
2019年	8/12～15 9/9～10	谷川岳一の倉沢 南稜～6ルゼ～テールリッジ下降 中央稜（登攀終了後、北稜下降）	CL	2/27～28	赤岳 主稜～地藏尾根下山	SL	装備係
2020年	10/4～5 10/19～20	錫杖岳 前衛フェース左方カンテ	CL	2/11～12	八ヶ岳西壁（赤岳鉱泉BC） ・ じょうご沢～硫黄岳～赤岳鉱泉 ・ 大同心稜～小同心稜クラック～地藏尾根	SL	装備係 運営委員会
2021年	8/13～16 9/5～6	北岳 バットレス第四尾根 ～北岳山頂、草すべり下山	CL	3/18～20	鹿島槍ヶ岳 東尾根～山頂～赤岩尾根	CL	装備係 運営委員会
2022年	8/11～17	剣岳周辺 ・ 涸沢岩峰群2峰ダイレクト・ルート 同峰懸垂下降	CL	12/29～1/2	槍ガ岳 横尾尾根～槍ヶ岳～中崎尾根～新穂高	CL	理事長
2023年	8/11～17	剣岳周辺（剣沢BC）長次郎雪渓 ・ チンネ左稜線 ・ VI峰Aフェース 登攀終了後、長次郎雪渓下降	CL	3/24～25	白馬岳 二股～白馬尻～主稜～白馬岳～大雪渓	CL	理事長
					・		

- ※ 夏山（無雪期の登山経験が5年以上およびルートグレード4級以上のマルチピッチの岩場をリードで完登の経験）
 ※ 冬山（12月から3月までの3000m級の積雪期登山経験を3年以上）の経験が判るように記入の事
 ※ 役務欄には、リーダー経験が3年以上ある事が判るように、L(リーダー)、SL(サブリーダー)などを記入の事
 ※ 山名・コース・ルート欄には、入山地、コース、下山地が判るように記入の事（約10年以内の山歴）
 ※

山 岳 コ ー チ 2 認 定 申 請 者 山 歴 書

氏名 _____ 印 _____

	夏 山（無 雪 期）			冬 山（積 雪 期）			岳連・山岳会等の役員 経歴
	山行月日	山名・コース・ルート	役務	山行月日	山名・コース・ルート	役務	
年							
年							
年							
年							
年							
年							
年							

- ※ 夏山（無雪期の登山経験が5年以上および、ルートグレード4級以上のマルチピッチの岩場をリードで完登の経験
- ※ 冬山（12月から3月までの3000m級の積雪期登山経験を3年以上）の経験が判るように記入の事
- ※ 役務欄には、リーダー経験が3年以上ある事が判るように、L(リーダー)、SL(サブリーダー)などを記入の事
- ※ 山名・コース・ルート欄には、入山地、コース、下山地が判るように記入の事（約10年以内の山歴）

※ 山岳コーチ1 検定会得点表

岳連（協会）名 _____

主任検定員名 _____ 印

NO.	氏 名	(A) 無 雪 期 の 登 山 技 術												(B) 積 雪 期 の 登 山 技 術										(学科)	参考科目 (各岳連 任意)	合 計 (A) + (B) + (C)	判定結果	
		無 雪 期 の 歩行技術		生活技術		無 雪 期 の 遭難対策		悪 場 の 通過		ナビゲーション 技術		小 計		積雪期の 登山用具		積雪期の 歩行技術		積雪期の 登山技術		積雪期の 遭難対策		小 計		基 礎 理論				
		(20)		(20)		(20)		(20)		(20)		(100)		(20)		(30)		(30)		(20)		(100)						
		指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技	指 導 法	実 技					
		(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(50)	(50)	(10)	(10)	(15)	(15)	(15)	(15)	(10)	(10)	(50)	(50)	(100)				
1												0	0									0	0				0	
2												0	0									0	0				0	
3												0	0									0	0				0	
4												0	0									0	0				0	
5												0	0									0	0				0	
6												0	0									0	0				0	
7												0	0									0	0				0	
8												0	0									0	0				0	
9												0	0									0	0				0	
10												0	0									0	0				0	

※ 山岳コーチ2検定会得点表

岳連（協会）名

主任検定員名

印

NO	氏 名	(A) 無 雪 期 の 登 山 技 術										(B) 氷雪技術										(c) 学科		参 考 科 目 (各 岳 連 任 意)	合 計 (A) + (B) + (C) 300	判定結果				
		登攀用具		隔時登攀		制動確保		懸垂下降		岩場のセル フレスキュー		小 計		氷雪用具		氷雪歩行		滑落停止 耐風姿勢		隔時登攀							雪山のセル フレスキュー		小 計	
		(10)		(30)		(20)		(20)		(20)		(100)		(10)		(20)		(20)		(30)		(20)					(100)		(100)	
		指導法	実技	指導法	実技	指導法	実技	指導法	実技	指導法	実技	指導法	実技	指導法	実技	指導法	実技	指導法	実技	指導法	実技	指導法	実技				指導法	実技	理論	論文
		(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(50)	(50)	(5)	(5)	(10)	(10)	(10)	(10)	(15)	(15)	(10)	(10)			(50)	(50)	(50)	(50)	
1											0	0											0	0				0		
2											0	0											0	0				0		
3											0	0											0	0				0		
4											0	0											0	0				0		
5											0	0											0	0				0		
6											0	0											0	0				0		
7											0	0											0	0				0		
8											0	0											0	0				0		
9											0	0											0	0				0		
10											0	0											0	0				0		

公認山岳コーチ
関係規程・規約および検定基準
(コーチ 1・2)

【令和 7 (2025) 年度版】

発行日

平成 11 年 05 月 13 日初版

平成 24 年 04 月 01 日改訂

平成 25 年 06 月 01 日改訂

平成 28 年 04 月 01 日改訂

令和 元年 10 月 10 日改訂

令和 2 年 10 月 1 日改訂

令和 3 年 8 月 12 日改訂

令和 5 年 3 月 20 日改訂

令和 6 年 6 月 1 日改訂

令和 7 年 6 月 1 日改訂

編集者 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会
指導委員会

発行者 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号
JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 807
電話 03-5843-1631
FAX 03-5843-1635